



厚生労働省発医政第 0513001 号

平成 21 年 5 月 13 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働事務次官

医療提供体制推進事業費補助金の交付について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」により行うこととされ、平成 21 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

別 紙

医療提供体制推進事業費補助金交付要綱

(通則)

- 1 医療提供体制推進事業費補助金（以下「統合補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。
^{労働省}

(交付の目的)

- 2 この統合補助金は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画（以下「医療計画」という。）に定める医療提供施設等の整備の目標等に関し、施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるために国が交付する補助金であり、もって、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の養成力の充実等を図ることを目的とする。

(事業計画の策定)

- 3 都道府県知事は、医療計画に基づく事業その他必要な事業であつて、統合補助金の交付を受けて医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるときは、事業計画及び事業の実施に要する経費に関する調書を別紙1により作成し、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業計画の作成に当たっては、各都道府県の医療計画を踏まえ、地域医療の状況を把握した上で、次のものを優先的に盛り込むこととする。

- (1) 医療提供施設相互間の機能分担と医療連携に相当の効果が期待できるもの。
- (2) 医師、看護師その他の医療従事者の確保に相当の効果が期待できるもの。
- (3) 法令又は通達等により、整備促進を図る必要があるもの。
- (4) その他、整備する医療提供施設等の地域における役割等を踏まえ、医療機器の経過年数及び老朽度を勘案して整備するもの。

(交付の対象事業)

- 4 この統合補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 救急医療対策事業

昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業

ア 小児救急電話相談事業

- イ 小児救急地域医師研修事業
- ウ 小児初期救急センター運営事業
- エ 共同利用型病院運営事業
- オ 小児救急医療支援事業
- カ ヘリコプター等添乗医師等確保事業
- キ 小児救急医療拠点病院運営事業
- ク 救急医療専門領域医師研修事業
- ケ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業
- コ 救命救急センター運営事業
- サ ドクターへリ導入促進事業
- シ 救急勤務医支援事業
- ス 救急救命士病院実習受入促進事業
- セ 非医療従事者に対する自動体外式除細動器（A E D）の普及啓発事業
- ソ 救急医療情報センター（広域災害・救急医療情報システム）運営事業
- タ 救急患者受入コーディネーター事業

(2) 周産期医療対策事業等

平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策等事業の実施について」（以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業

- ア 周産期医療対策事業
- イ 総合周産期母子医療センターの運営事業
- ウ 地域周産期母子医療センターの運営事業

(3) 看護職員確保対策事業

ア 看護職員資質向上推進事業

平成11年6月11日健政発第696号厚生省健康政策局長通知「看護職員資質向上推進事業の実施について」に基づき実施する看護職員資質向上推進事業

イ 協働推進研修事業

平成21年3月30日医政発第0330014号厚生労働省医政局長通知「勤務医等環境整備事業の実施について」（以下「勤務医等環境整備事業実施要綱」という。）に基づき実施する協働推進研修事業

ウ 病院内保育所運営事業

平成17年4月1日厚生労働省発医政第0401037号厚生労働事務次官通知「病院内保育所運営事業の実施について」に基づき実施する病院内保育所運営事業（ただし、12カ月運営をしないものは除く。）

エ 看護職員確保対策特別事業

平成8年9月18日健政発第798号厚生省健康政策局長通知「看護職員確保対策特別事業の実施について」に基づき実施する看護職員確保対策特別事業

オ 訪問看護推進事業

平成16年6月9日医政発第0609003号厚生労働省医政局長通知「訪問

看護推進事業について」に基づき実施する次の事業

- (ア) 訪問看護推進協議会
- (イ) 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修
- (ウ) 在宅ターミナルケア研修
- (エ) 在宅ターミナルケアアドバイザー派遣事業
- (オ) 在宅ターミナルケア等普及事業
- (カ) 在宅ターミナルケア等地域連携会議
- (キ) 訪問看護管理者研修事業
- (ク) 高度在宅看護技術実務研修事業

カ 院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業

平成20年3月31日医政発第0331028号厚生労働省医政局長通知「院内助産所・助産師外来開設促進事業等の実施について」に基づき実施する院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業

キ 助産師活用地域ネットワークづくり推進事業

平成20年3月31日医政発第0331028号厚生労働省医政局長通知「院内助産所・助産師外来開設促進事業等の実施について」に基づき実施する助産師活用地域ネットワークづくり推進事業

(4) 歯科保健医療対策事業

平成15年4月4日医政発第0404001号厚生労働省医政局長通知「歯科保健医療対策事業の実施について」（以下「歯科保健医療対策事業実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業

ア 8020運動推進特別事業

イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業

(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業

平成5年6月15日健政発第385号厚生省健康政策局長通知「公的病院等特殊診療部門運営事業について」に基づき実施する公的病院等特殊診療部門運営事業

(6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業

平成21年3月30日医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知「院内感染対策事業の実施について」（以下「院内感染対策事業実施要綱」という。）に基づき実施する院内感染地域支援ネットワーク相談事業

(7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業

平成19年2月6日医政発第0206003号・雇児発第0206001号厚生労働省医政局長・雇用均等・児童家庭局長連名通知「小児科・産科連携病院等病床転換整備事業の実施について」に基づき実施する小児科・産科連携病院等協力体制促進事業

(8) 在宅緩和ケア対策推進事業

平成19年4月16日医政発第0416008号厚生労働省医政局長通知「在宅緩和ケア対策推進事業の実施について」に基づき実施する次の事業

ア 在宅緩和ケア支援センター事業

イ 在宅緩和ケア推進連絡協議会

ウ 緩和ケアに関する従事者研修

(9) 地域医療対策事業

平成21年3月27日医政発第0327039号厚生労働省医政局長通知「地域医療対策事業の実施について」に基づき実施する次の事業

ア 医療連携体制推進事業

イ 医師派遣等推進事業

ウ 患者・家族対話推進事業

(10) 勤務医等環境整備事業

「勤務医等環境整備事業実施要綱」に基づき実施する次の事業

ア 短時間正規雇用支援事業

イ 医師事務作業補助者設置支援事業

ウ 女性医師等就労環境改善緊急対策事業

エ 女性医師等復職研修・相談事業

(11) 産科医等育成・確保支援事業

平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき実施する産科医等育成・確保支援事業

(12) 医療提供体制設備整備事業

ア 「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する次の事業

(ア) 休日夜間急患センター設備整備事業

(イ) 小児初期救急センター設備整備事業

(ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業

(エ) 救命救急センター設備整備事業

(オ) 高度救命救急センター設備整備事業

(カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業

イ 小児救急遠隔医療設備整備事業

平成13年4月26日医政発第484号厚生労働省医政局長通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づき実施する遠隔医療設備整備事業（小児救急医療に係るものに限る。）

ウ 「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する次の事業

(ア) 小児医療施設設備整備事業

(イ) 周産期医療施設設備整備事業

エ 共同利用施設設備整備事業

昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づき実施する共同利用施設設備整備事業

オ 平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」に基づき実施する次の事業

(ア) 基幹災害医療センター設備整備事業

- (イ) 地域災害医療センター設備整備事業
- (ウ) N B C 災害・テロ対策設備整備事業
- カ がん診療施設設備整備事業
 - がんの診断、治療を行う病院の設備整備事業
- キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業
 - リハビリテーション施設の設備整備事業
- ク 人工腎臓装置不足地域設備整備事業
 - 昭和 59 年 9 月 21 日 健医発第 339 号 厚生省保健医療局長通知「人工腎臓装置の不足地域における整備について」に基づき実施する人工腎臓装置不足地域設備整備事業
- ケ H L A 検査センター設備整備事業
 - 平成 8 年 5 月 10 日 健医発第 603 号 厚生省保健医療局長通知「H L A 検査センターの設備整備事業について」に基づき実施する H L A 検査センター設備整備事業
- コ 院内感染対策設備整備事業
 - 「院内感染対策事業実施要綱」に基づき実施する院内感染対策設備整備事業
- サ 環境調整室設備整備事業
 - 平成 14 年 3 月 29 日 健発第 0329023 号 厚生労働省健康局長通知「環境調整室の整備事業について」に基づき実施する環境調整室設備整備事業
- シ 看護師等養成所初度設備整備事業
 - 平成元年 8 月 16 日 健政発第 438 号 厚生省健康政策局長通知「看護婦等養成所初度設備整備事業の実施について」に基づき実施する看護師等養成所初度設備整備事業
- ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業
 - 平成 4 年 4 月 24 日 健政発第 295 号 厚生省健康政策局長通知「理学療法士等養成所初度設備整備事業の実施について」に基づき実施する理学療法士等養成所初度設備整備事業
- セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業
 - 平成 8 年 5 月 10 日 健政発第 428 号 厚生省健康政策局長通知「看護婦等養成所教育環境改善設備整備事業の実施について」に基づき実施する看護師等養成所教育環境改善設備整備事業
- ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業
 - 「歯科保健医療対策事業実施要綱」に基づき実施する歯科衛生士養成所初度設備整備事業
- タ 内視鏡訓練施設設備整備事業
 - 平成 17 年 3 月 25 日 医政発第 0325009 号 厚生労働省医政局長通知「内視鏡訓練施設整備事業の実施について」に基づき実施する内視鏡訓練施設設備整備事業
- チ 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業

平成19年2月6日医政発第0206003号・雇児発第0206001号厚生労働省医政局長・雇用均等・児童家庭局長連名通知「小児科・産科連携病院等支援事業の実施について」に基づき実施する小児科・産科連携病院等病床転換整備事業（設備整備に関するものに限る。）

ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業

平成20年3月31日医政発第0331028号厚生労働省医政局長通知「院内助産所・助産師外来開設促進事業等の実施について」に基づき実施する「院内助産所」「助産師外来」設備整備事業

テ 医療機関アクセス支援車整備事業

平成20年4月25日医政発第0425004号厚生労働省医政局長通知「医療機関アクセス支援車整備事業の実施について」に基づき実施する医療機関アクセス支援車整備事業

ト 在宅歯科診療設備整備事業

「歯科保健医療対策事業実施要綱」に基づき実施する在宅歯科診療設備整備事業

(事業者)

5 交付対象事業を実施できる者は、別表1の第1欄に掲げる事業分類及び第2欄に掲げる事業区分毎に、第3欄に掲げる者（以下「事業者」という。）とする。

別表1

1 事業分類	2 事業区分	3 事業者
(1) 救急医療対策事業	ア 小児救急電話相談事業 イ 小児救急地域医師研修事業 ク 救急医療専門領域医師研修事業 セ 非医療従事者に対する自動体外式除細動器（AED）の普及啓発事業 ソ 救急医療情報センター（広域災害・救急医療情報システム）運営事業 タ 救急患者受入コーディネーター事業	都道府県
	ウ 小児初期救急センター運営事業 エ 共同利用型病院運営事業 オ 小児救急医療支援事業 カ ヘリコプター等添乗医師等確	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体 ^(注1) 及び厚生労働大臣が適当と認める者 ^(注2)

	<p>保事業</p> <p>キ 小児救急医療拠点病院運営事業</p> <p>ケ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業</p> <p>サ ドクターへリ導入促進事業</p> <p>シ 救急勤務医支援事業</p> <p>ス 救急救命士病院実習受入促進事業</p> <p>コ 救命救急センター運営事業</p>	
(2) 周産期医療対策事業等	<p>ア 周産期医療対策事業</p> <p>イ 総合周産期母子医療センターの運営事業</p> <p>ウ 地域周産期母子医療センターの運営事業</p>	<p>都道府県</p> <p>地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者</p>
(3) 看護職員確保対策事業	<p>ア 看護職員資質向上推進事業</p> <p>イ 協働推進研修事業</p> <p>エ 看護職員確保対策特別事業</p> <p>カ 院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業</p> <p>キ 助産師活用地域ネットワークづくり推進事業</p> <p>ウ 病院内保育所運営事業</p> <p>オ 訪問看護推進事業</p>	<p>都道府県</p> <p>厚生労働大臣が適当と認める者</p> <p>地方公共団体</p>
(4) 歯科保健医療対策事業	<p>ア 8.02.0運動推進特別事業</p> <p>イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業</p>	都道府県
(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業	—	公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業	—	都道府県
(7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業	—	公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(8) 在宅緩和ケア対策推進事業	<p>ア 在宅緩和ケア支援センター事業</p> <p>イ 在宅緩和ケア推進連絡会議</p>	<p>地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者</p>

	ウ 緩和ケアに関する従事者研修	
(9) 地域医療対策事業	ア 医療連携体制推進事業	都道府県
	イ 医師派遣等推進事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適當と認める者
	ウ 患者・家族対話推進事業	地方公共団体及び厚生労働大臣が適當と認める者
(10) 勤務医等環境整備事業	ア 短時間正規雇用支援事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適當と認める者
	イ 医師事務作業補助者設置支援事業	
	ウ 女性医師等就労環境改善緊急対策事業	
	エ 女性医師等復職研修・相談事業	
(11) 産科医等育成・確保支援事業	ア 産科医等確保支援事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適當と認める者
	イ 産科医等育成支援事業	
(12) 医療提供体制設備整備事業	オ (ウ) NBC災害・テロ対策設備整備事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適當と認める者
	ト 在宅歯科診療設備整備事業	
	キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業	公的団体
	サ 環境調整室設備整備事業	都道府県及び指定都市
	シ 看護師等養成所初度設備整備事業	(ア)日本赤十字社(イ)全国厚生農業協同組合連合会(ウ)社会福祉法人(エ)健康保険組合及び健康保険組合連合会(オ)国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会(カ)学校法人及び準学校法人(キ)一般社団法人及び一般財団法人 ^(注3) (ク)医療法人 ^(注4)
	ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業	
	セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	
	ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業	
	テ 医療機関アクセス支援車整備事業	都道府県及び市町村
	上記(オ(ウ)、キ、サ、シ、ス、セ、ソ、テ及びト)以外の事業	公的団体及び厚生労働大臣が適當と認める者

(注1) 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財團済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会をいう。

(注2) 地方公共団体、地方独立行政法人及び公的団体を除く。なお、独立行政法人、国立大

学法人等を事業者とする場合には、必要に応じてあらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得ること。

(注3) 一般社団法人及び一般財団法人については、旧民法の第34条に基づくものに限る。

(注4) (キ) 及び(ク)については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の認可を受けることのできる看護師等養成所(ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程(通信制)にあってはこの限りではない。)、理学療法士等養成所若しくは歯科衛生士養成所に限る。

(交付額の算定方法)

6 この統合補助金の交付額は、事業計画に記載された医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるため、都道府県に交付するものとし、次のiからivにより算出された交付基礎額の合計額(各都道府県の交付基礎額の合計額を合算した額が統合補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。)とする。なお、別表2の第2欄に掲げる事業区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

i 次の(1)から(12)により交付算定基礎額を算出する。

(1) 救急医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①から⑧により算出された額の合計額とする。

① 4の(1)のア、イ、ク、セ、ソ及びタの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 4の(1)のウの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 市町村(特別区及び地方公共団体の組合を含む。以下同じ。)が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額（ただし、都道府県、市町村以外の者が行う事業については、(ア) により選定された額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額）と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 3 の第 3 欄に定める係数 a を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第 4 欄に定める係数 b を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

③ 4 の (1) のエ及びオの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを地区ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額に第 6 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 市町村が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを地区ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額（ただし、都道府県、市町村以外の者が行う事業については、(ア) により選定された額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額）に別表 3 の第 3 欄に定める係数 a を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第 4 欄に定める係数 b を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

④ 4 の (1) のカの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額に第 6 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 市町村が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額（ただし、都道府県、市町村以外の者が行う事業については、(ア) により選定された額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額）に別表 3 の第 3 欄に定める係数 a を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第 4 欄に定める係数 b を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑤ 4 の (1) のキ、サ及びスの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを

施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑥ 4の(1)のケの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑦ 4の(1)のコの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑧ 4の(1)のシの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額((イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。ウ(ウ)において同じ。)とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。
- ウ 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業
- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額と市町村が補助する額((イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。)とを比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

(2) 周産期医療対策事業等の交付算定基礎額は、次の①及び②により算出された額の合計額とする。

① 4の(2)のアの事業

- ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 4の(2)のイ及びウの事業

ア 都道府県が実施する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) アにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数'a

を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数 b を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(3) 看護職員確保対策事業の交付算定基礎額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。

① 4の(3)のア及びエの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

② 4の(3)のウの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを病院内保育施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数 a を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数 b を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

③ 4の(3)のオの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じた額と、第4欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じた額と、第4欄に定める基準額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

④ 4の(3)のイ、カ及びキの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(4) 歯科保健医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①及び②により算出された額の合計額とする。

① 8020運動推進特別事業

ア 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定め

る対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 歯科医療安全管理体制推進特別事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業の交付算定基礎額は、次の①及び②により算出された額の合計額とする。

① 公的団体が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

ア 別表2の第3欄に定める当該病院の該当する種目について、第4欄に定める基準額と前年度末の累積欠損金及び不良債務の合計額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に別表3の第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 公的団体以外が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

ア 別表2の第3欄に定める当該病院の該当する種目について、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に別表3の第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを地域ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗

じて得た額を交付算定基礎額とする。

(8) 在宅緩和ケア対策推進事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(9) 地域医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。

① 4の(9)のアの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 4の(9)のイの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額((イ)により選定された額の4分の4から4分の2の範囲内の額とする。)とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

③ 4の(9)のウの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(10) 勤務医等環境整備事業の交付算定基礎額は、次の①及び②により算出された額の合計額とする。

① 4の(10)のア、イ及びエの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 4の(10)のウの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額を選定する。
- (ウ) 都道府県が、(イ)により選定された額に1から2分の1の範囲内の率を乗じて得た額を補助する施設ごとに、(イ)により選定された額に第6欄に掲げる補助率を乗じて得た額を算出し、その合計額を交付算定基礎額とする。

(11) 産科医等育成・確保支援事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額((イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。ウ(ウ)において同じ。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

ウ 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額と市町村が補助する額((イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。)を比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

(12) 医療提供体制設備整備事業の交付算定基礎額は、次のアからクにより算出された額とする。

ア 4の(12)のア(アの(ウ)の事業を除く)からウ、オの(ア)及び(イ)、コ、チ並びにツの事業

(ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 4の(12)のアの(ウ)の事業

(ア) 都道府県が補助する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額(bにより選定された額の3分の3から3分の2の範囲内の額とする。(イ)cにおいて同じ。)を比較して少ない方の額を交付基礎額とする。

(イ) 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額と市町村が補助する額(bにより選定された額の3分の3から3分の2の範囲内の額とする。)を比較してもっとも少ない額を交付基礎額とする。

ウ 4の(12)のエの事業

(ア) 公的団体又は厚生労働大臣が適当と認める者が実施する共同利用施設設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(イ) 公的団体又は厚生労働大臣が適当と認める者が実施する地域医療支援病院における共同利用施設設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した

額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

エ 4の(12)のオの(ウ)の事業

(ア) 都道府県が実施する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

オ 4の(12)のカからケ及びシからソの事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

カ 4の(12)のサの事業

(ア) 都道府県が実施する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 指定都市が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

キ 4の(12)のタの事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

ク 4の(12)のテ及びトの事業

(ア) 都道府県が実施する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

ii iにより算出された交付算定基礎額を、各都道府県が行う事後的評価に基づき、別表4の第3欄に定める配分調整分類ごとに合計した額を交付基礎額とする。

iii 別表4の第3欄のDに掲げる配分調整分類にかかる交付基礎額の算出方法については、iiにかかわらずivにより算出するものとする。

iv iにより算出された交付算定基礎額を、別表5、別表6及び別表7の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、その合計した額を交付基礎額とする。

別表2

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
(1) 救急医療対策事業	ア 小児救急電話相談事業	一	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1) 活動費 ア 午後6時から翌日午前8時までの間において実施す	小児救急電話相談事業に必要な報償費（医師等雇上謝金）、需	2分の1

		もの。	用費（消耗品費、印刷製本費、広報経費等）、役務費（通信運搬費等）、使用料及び賃借料（電話機、電話転送機器等）、備品購入費（電話機、電話転送機器等）、賠償責任保険料、委託料（上記経費に該当するもの。）
(ア)	8時間以上実施する場合	54,200円×実施日数	
(イ)	8時間未満実施する場合	$(54,200\text{円} - 6,700\text{円}) \times (8\text{時間} - \text{実施時間}) \times \text{実施日数}$	
	イ 午前8時から午後6時までの間ににおいて実施するもの。		
(ア)	8時間以上実施する場合	54,200円×実施日数	
(イ)	8時間未満実施する場合	$(54,200\text{円} - 6,700\text{円}) \times (8\text{時間} - \text{実施時間}) \times \text{実施日数}$	
	(ただし、ア及びイの時間帯に連続又は断続して事業を行う場合は、その合計時間とし、8時間を限度とする。)		
(2)	運営経費		
	1,984千円×運営月数／12		
(3)	協議会経費 1か所当たり	334千円	小児救急電話相談事業協議会に必要な賃金、報償費（委員謝金）

) 、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費等）、使用料及び賃借料（会場借料）、役務費（通信運搬費等）、委託料（上記経費に該当するもの。）	
イ 小児救急地域医師研修事業	一	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 研修経費 1 地区当たり 273 千円</p> <p>(2) 協議会経費 1 か所当たり 1,014 千円</p>	<p>小児救急地域医師研修事業に必要な報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、使用料及び賃借料（会場借料）、委託費（上記経費に該当するもの。）</p> <p>小児救急地域医師研修事業協議会に必要な賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費等）、使用料及び賃借料（会場借料）、役務費（通信運搬費等）、委託料（上記経費に該当するもの。）</p>	2 分の 1

ウ 小児初期 救急センタ ー運営事業	—	1 か所当たり 1,700 千円	小児初期救急セ ンターの運営に 必要な賃金、報 償費（謝金）、 旅費、委託料（ 上記経費に該当 するもの。）	3 分の 1
エ 共同利用 型病院運営 事業	—	<p>次の(1)及び(2)により 算出された額の合計額 とする。</p> <p>(1) 休日 A、休日 B 及 び夜間 1 地区当たり $71,450 \text{ 円} \times \text{診療日数}$ (ただし、休日 B の土 曜日と休日 A の日曜 日に連続して事業を 行う場合は、2 日間 を1回として次の算 式により加算する。 <math>13,570 \text{ 円} \times \text{診療回 数}</math>)</p> <p>(2) 休日 C 1 地区当たり $35,720 \text{ 円} \times \text{診療日数}$</p> <p>(注)</p> <p>(1) 診療日の設定方法 については、別添 1 に定めるところによ るものとする。</p> <p>(2) 診療日数は、地区 における事業日数と する。</p>	共同利用型病院 運営事業に必要 な給与費（常勤 職員給与費、非 常勤職員給与 費、法定福利費 等）	3 分の 1
オ 小児救急 医療支援事 業	—	<p>次の(1)から(5)により 算出された額の合計額 とする。</p> <p>(常勤の体制)</p> <p>(1) 休日 A、休日 B 及</p>	小児救急医療支 援事業に必要な 給与費（常勤職 員給与費、非常 勤職員給与費、	3 分の 1

		び夜間 1 地区当たり 26,310 円 × 診療日数	法定福利費等) 、報償費（医師 雇上謝金）
(2)	休日 C	1 地区当たり 13,150 円 × 診療日数	
(3)	夜間加算(労働基 準法第 37 条第 1 項 及び第 3 項に定める 割増賃金（時間外（ 125/100 以上）及び 深夜（150/100、160 /100 又は 125/100 以 上））を手当してい る場合に限る。） 1 地区当たり 19,770 円 × 診療日数		
(4)	小児救急電話相談 実施加算（都道府県 が委託等により小児 救急電話相談 (#8000) を実施している場 合に限る。） 1 地区当たり 19,770 円 × 診療日数		
	(オンコール体制) (5) 医師が病院に待機 する体制ではなく、 専門的な処置が必要 な場合に小児科医師 が速やかに駆け付け 対応する体制（オン コール体制）を執つ ている場合 1 地区当たり 13,570 円 × 診療日数		
	(注)		

		(1) 診療日の設定方法については、別添1に定めるところによるものとする。 (2) 診療日数は、地区における事業日数とする。		
カ ヘリコプター等添乗医師等確保事業	—	添乗者 1人当たり 8,190 円	ヘリコプター等添乗医師等確保事業に必要な災害補償費（死亡時に支払われる補償分相当分の保険料）	3分の 1
キ 小児救急医療拠点病院運営事業	—	1か所当たり次の(1)及び(4)により算出された額の合計額とする。 (常勤の体制) (1) 35,926 千円×運営月数／12 (2) 夜間加算(労働基準法第37条第1項及び第3項に定める割増賃金(時間外(125/100以上)及び深夜(150/100、160/100又は125/100以上))を手当している場合に限る。) 3,520 千円×運営月数／12 (3) 小児救急電話相談実施加算(都道府県が委託等により小児救急電話相談(#8000)を実施している場合に限る。) 9,041 千円×運営月	小児救急医療拠点病院運営事業に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法廷福利費等)、報償費(医師雇上謝金)	2分の 1

			数／12 (オンコール体制) (4) 医師が病院に待機する体制ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制（オンコール体制）を執っている場合 12,403 千円×運営月数／12	
ク 救急医療専門領域医師研修事業	—	研修 1 分野当たり 882 千円	救急医療専門領域医師研修事業に必要な報償費（謝金）、需用費（消耗品費、印刷製本費）、材料費（実習材料費）、委託料（上記経費に該当するもの。）	2 分の 1
ケ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業	管制塔病院	1 か所当たり 30,746 千円	管制塔病院の運営費に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、医療機器購入費、備品購入費	3 分の 1
	支援医療機関	(1) 空床確保経費 1 日 1 床当たり 20,519 円 (地域において 1 日 8 床を限度とする。)	支援医療機関の運営に必要な次に掲げる経費 (1) 空床確保にかかる経費 支援医療機関ごとに直近の決算数値から	3 分の 1

			以下の式により算出される額に確保する空床の数を乗じて得た額	
		(2) 医師派遣経費 1人1回当たり 13,570円	入院診療収益× (医業費用－材料費)／医業費用／病床数／3 65日 (2) 医師派遣に係る報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費	
	支援診療所	医師派遣経費 1人1回当たり 13,570円	医師派遣に係る報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費	3分の1
コ 救命救急センター運営事業	救命救急センター	1か所当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 次の①から⑦により算出された額の合計額に別添2に定める充実段階に基づく率を乗じて得た額とする。 ① 30床以上の運営の場合 174,294千円×運営月数／12 (ただし、30床未満 21床以上の運営の場合 場合は、1床当たり	救命救急センターの運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、材料費（薬品費、診療材料費、医療消耗備品費等）、経費（消耗品費、消耗備品費、光熱水費、燃料費等）、その他の費用（研究研修費、図書費等）	3分の1

5,382千円×運営
月数／12を減額
する。)

②20床の運営の場合
125,165千円×運営
月数／12
(ただし、20床未満
の運営の場合(平
成19年度以前に
整備されたもの、
又は平成19年度
中に国と調整を行
っており平成20
年度において整備
されるものに限る
。)は、1床当たり
3,354千円×運
営月数／12を減
額する。)

③ドクターカーの運
転手を確保する場
合4,701千円×確
保月数／12

④心臓病の内科系専
門医及び外科系専
門医をそれぞれ専
任で確保する場合
13,265千円×確保
月数／12
(ただし、別添2に
定める充実段階が
Aの場合に限り算
定するものとする
。)

⑤脳卒中の内科系専
門医及び外科系専
門医をそれぞれ専
任で確保する場合
13,265千円×確保

	<p>月数／12 (ただし、別添2に定める充実段階がAの場合に限り算定するものとする。)</p> <p>⑥小児救急専門病床に医師、看護師を専任で確保する場合 55,968千円×確保月数／12</p> <p>⑦重症外傷の外科系専門医を専任で確保する場合 13,265千円×確保月数／12</p> <p>(2) 在日外国人にかかる前年度の未収金(1か月1人当たり20万円超)に限って20万円を超える部分</p>		
地域救命救急センター	<p>1か所当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 次の①から⑥により算出された額の合計額に別添2に定める充実段階に基づく率を乗じて得た額とする。</p> <p>① 10床の運営の場合 98,946千円×運営月数／12 (ただし、11床以上20床未満の運営の場合は、1床当たり4,077千円×運営月数／12を加算する。)</p>	<p>地域救命救急センターの運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、材料費（薬品費、診療材料費、医療消耗備品費等）、経費（消耗品費、消耗備品費、光熱水費、燃料費等）、その他の費用（研究研修費、図書費等）</p>	3分の1

②ドクターカーの運転手を確保する場合

4,701千円×確保
月数／12

③心臓病の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合

13,265千円×確保
月数／12

(ただし、別添2に定める充実段階がAの場合に限り算定するものとする。)

④脳卒中の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合

13,265千円×確保
月数／12

(ただし、別添2に定める充実段階がAの場合に限り算定するものとする。)

⑤小児救急専門病床に医師、看護師を専任で確保する場合

55,968千円×確保
月数／12

⑥重症外傷の外科系専門医を専任で確保する場合

13,265千円×確保
月数／12

(2) 在日外国人にかかる前年度の未収金

		(1か月1人当たり 20万円超)に限つ て20万円を超える 部分		
サ ドクター ヘリ導入促 進事業	-	<p>次の(1)から(3)により 算出された額の合計額 とする。</p> <p>(1) ドクターへリ運航 経費 1か所当たり $148,760\text{千円} \times \text{運営月数} / 12$</p> <p>(2) 搭乗医師・看護師 確保経費 1か所当たり $15,556\text{千円} \times \text{運営月数} / 12$</p> <p>(3) ドクターへリ運航 調整委員会経費 1か所当たり 3,523千円</p>	<p>ドクターへリの 運航に必要な委 託費(ヘリコプ ター賃借料、操 縦士等拘束料、 燃料費、保守 料、災害補償費 (航空保険料) 等)</p> <p>ドクターへリ搭 乗医師及び看護 師の確保に必要 な給与費(常勤 職員給与費、非 常勤職員給与 費、法定福利費 等)</p> <p>ドクターへリ運 航調整委員会の 運営に必要な報 償費(委員謝金)、旅費、需用 費(消耗品費、 印刷製本費、食 糧費等)、使用 料及び賃借料 (会場借料)、役 務費(通信運搬 費等)</p>	2分の1
シ 救急勤務	-	1人1回当たり	休日・夜間に救	3分の1

	医支援事業	休日 (日中) 夜間 (注) 基準額の算出に当たっては、別添1における診療日の区分ごとにそれぞれ1回とみなして算出するものとする。	13,570円 18,659円 （医師への手当のうち、救急医療に従事することに対する対価であることが就業規則等に明記しているもの。）	急対応を行う医師に支払われる救急勤務医手当（医師への手当のうち、救急医療に従事することに対する対価であることが就業規則等に明記しているもの。）	
	ス 救急救命士病院実習受入促進事業	—	1か所当たり 1,369千円	救急救命士の資格を有する救急隊員の病院実習受入促進事業におけるコーディネーター医等に必要なコーディネーター医給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費（指導医謝金）	2分の1
	セ 非医療従事者に対する自動体外式除細動器(AED)の普及啓発事業	—	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1) 協議会経費 1か所当たり 406千円	自動体外式除細動器(AED) 協議会に必要な賃金、報償費（委員謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費）、使用料及び賃借料（会場借料）、役務費（通	2分の1

			信運搬費等)、 委託料(上記経 費に該当するも の。)
	(2) 指導者の養成経費 1か所当たり 174千円	自動体外式除細 動器(AED) 指導者の養成に 必要な賃金、報 償費(委員謝金) 、旅費、需用 費(消耗品費、 印刷製本費)、 使用料及び賃借 料(会場借料) 、役務費(通信 運搬費等)、委 託料(上記経 費に該当するも の。)	
	(3) 講習会等経費 1か所当たり ア 初年度 10,963千円 イ 2年目以降 2,668千円	自動体外式除細 動器(AED) の普及のための 講習等に必要な 賃金、報償費(講師謝金)、旅 費、需用費(消 耗品費、印刷製 本費)、使用料 及び賃借料(会 場借料)、役務 費(通信運搬費 等)、備品購入 費(実習用備品) 、委託料(上 記経費に該当す るもの。)	
ソ 救急医療	-	厚生労働大臣に協議し	救急医療情報セ 3分の1

情報センター（広域災害・救急医療情報システム）運営事業		て定めた額	ンター（広域災害・救急医療情報システム）の運営に必要な給料、職員手当（扶養手当、調整手当、通勤手当、期末勤勉手当、住居手当、寒冷地手当、夜勤手当、管理職手当、休日給手当、特殊勤務手当）、賃金、報償費（委員謝金）、旅費（委員旅費）、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、食糧費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料（建物、システム機器）、機器据付費、備品購入費（システム機器）、委託料（上記経費に該当するもの。）	
タ 救急患者受入コーディネーター事業	—	1 か所当たり 29,625 千円	救急患者受入コーディネーターの確保に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料（上記	2 分の 1

				経費に該当する もの。)	
(2) 周産期 医療対策 事業等	ア 周産期医 療対策事業	一	<p>次の(1)から(7)により 算出された額の合計額 とする。</p> <p>(1)周産期医療協議会 455 千円</p> <p>(2)周産期医療ネット ワーク事業 厚生労働大臣が必要と 認めた額</p> <p>(3)相談事業 ① 専門相談設置費 284 千円×実施月数 ② 啓発普及費 256 千円</p> <p>(4)周産期医療関係者 の育成研修事業 874 千円</p> <p>(5)周産期搬送シス テム調査・研究事業 889 千円</p> <p>(6) N I C U 入院児支 援事業 5,519 千円</p> <p>(7)母体搬送コーディ ネーター事業 29,625 千円</p>	<p>周産期医療対策 事業に必要な報 酬、給料、賃金 、報償費、職員 手当等、共済費 、旅費、需用費 (消耗品費、食 糧費、印刷製本 費)、役務費 (通 信運搬費、広 告料)、委託料 、使用料及び賃 借料、機器据付 料、備品購入費</p>	3分の1
イ 総合周產 期母子医療 センターの 運営事業		一	<p>次の(1)及び(2)により 算出された額の合計額 とする。</p> <p>(1)総合周産期母子医 療センター 1か所につき、次に</p>	<p>総合周産期母子 医療センター運 営事業に必要な 報酬、給料、賃金 、職員手当等 、共済費、旅費</p>	2分の1

		<p>より算出された額 MFICU 12床以上の運営の場合 70,603千円 ※MFICUが12床未満の場合は、1床あたり5,883千円を減額する。 ※事業期間が1年に満たない場合は、70,603千円×事業月数／12とする。</p> <p>(2)母体搬送受入促進事業 1日につき1人当たり 13,570円</p>	<p>、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費</p>	
ウ 地域周産期母子医療センターの運営事業	-	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1)地域周産期母子医療センター（NICU及びMFICUをそれぞれ3床以上有する施設に限る。） 1か所につき、次により算出された額 MFICUが6床以上の運営の場合 41,551千円 ※MFICUが6床未満の場合は、1床あたり6,925千円を減額する。 ※事業期間が1年に満たない場合は、41,551千円×事業月数／12とする。</p> <p>(2)母体搬送受入促進</p>	<p>地域周産期母子医療センター運営事業に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費</p>	3分の1

			事業 1日につき1人当たり 13,570円		
(3) 看護職員確保対策事業	ア 看護職員資質向上推進事業	一	<p>次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 専任教員再教育事業 1,208千円</p> <p>(2) 看護教員養成講習会事業 ア 定員45人以上 5,401千円 イ 定員30人以上45人未満 5,274千円</p> <p>(3) 実習指導者講習会事業 2,178千円</p> <p>(4) 看護職員臨床技能向上推進事業 次のア及びイの合計額とする。</p> <p>ア 看護職員専門分野研修 1コースあたり 5,191千円 イ 中堅看護職員実務研修 (ア)短期研修 1実施単位当たり 604千円</p>	<p>専任教員再教育事業の実施に必要な報償費、旅費、委託料（上記経費に該当するもの。）</p> <p>看護教員養成講習会事業の実施に必要な報償費、旅費、委託料（上記経費に該当するもの。）</p> <p>実習指導者講習会事業の実施に必要な報償費、旅費、委託料（上記経費に該当するもの。）</p> <p>看護職員臨床技能向上推進事業（看護職員専門分野研修）の実施に必要な報償費、旅費、消耗品費、委託料（上記経費に該当するもの。）</p> <p>看護職員臨床技能向上推進事業（中堅看護職員実務研修）の実施に必要な報償</p>	定額

		(イ)中期研修 1か所当たり 3,192千円	費、旅費、委託 料（上記経費に 該当するもの。 ）	
イ 協働推進 研修事業	—	1か所当たり 14,893千円	協働推進研修事 業の実施に必要 な賃金、報償費 、旅費、需用費 (消耗品費、印 刷製本費、会議 費)、役務費(通 信運搬費)、 使用料及び賃借 料、備品購入費 、委託料（上記 経費に該当する もの。)	2分の1
ウ 病院内保 育所運営事 業	—	各病院内保育施設につ き、(1)により算定し た基本額より別に定め る保育料収入相当額を 控除した額に、別に定 める病院内保育施設の 運営に係る設置者の負 担能力指数による調整 率を乗じて得た額と、 (2)により算定した加 算額の合計額とする。 (1) 基本額 ア A型特例 1人×180,800円× 運営月数 イ A型 2人×180,800円× 運営月数 ウ B型 4人×180,800円× 運営月数 エ B型特例	病院内保育所の 運営に必要な給 与費(常勤職員 給与費、非常勤 職員給与費、法 定福利費等)、 委託料（上記経 費に該当するも の。）	3分の1

		<p>6人×180,800円× 運営月数</p> <p>(2) 加算額</p> <p>ア 24時間保育を行っている施設 20,080円×運営日数</p> <p>イ 病児等保育を行っている施設 193,070円×運営月数</p> <p>ウ 緊急一時保育を行っている施設 20,080円×運営日数</p>		
エ 看護職員確保対策特別事業	—	厚生労働大臣が必要と認めた額	総合的な看護職員確保対策特別事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費（外国旅費を含む。）、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費（会議費）、光熱水費）、役務費（通信運搬費、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	定額
オ 訪問看護推進事業	(ア) 訪問看護推進協議会	<p>次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 訪問看護推進協議会経費 531千円</p> <p>(2) 事務局(訪問看護</p>	訪問看護推進協議会及び事務局（訪問看護推進室）の運営に必要な報酬、賃金	2分の1

	<p>推進室)経費 2,581千円 (ただし、新規に設置する事務局(訪問看護推進室)にあっては、上記金額に運営月数／12を乗じて得た額とする。)</p> <p>(3) 実態調査費 1,828千円</p>	<p>、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)</p> <p>実態調査に必要な賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料(上記経費に該当するもの。)</p>	
(イ) 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 訪問看護ステーションの看護師の研修 1,258千円</p> <p>(2) 医療機関の看護師の研修 958千円</p>	<p>訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)</p>	2分の1
(ウ) 在宅ターミナルケア研修	1か所当たり 247千円	在宅ターミナルケア研修の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費	2分の1

)、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	
(エ) 在宅ターミナルケアアドバイザー派遣事業	1か所当たり 665千円		在宅ターミナルケアアドバイザー派遣の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料（上記経費に該当するもの。）	2分の1
(オ) 在宅ターミナルケア等普及事業	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) フォーラム等開催経費 1,428千円 (2) 普及啓発パンフレット 3,341千円		在宅ターミナルケア等普及事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	2分の1
(カ) 在宅ターミナルケア等地域連携会議	1か所当たり 661千円		在宅ターミナルケア等地域連携会議の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託	2分の1

			料（上記経費に該当するもの。）	
(キ) 訪問看護管理者研修事業	1か所当たり 796千円	訪問看護管理者研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	2分の1	
(ク) 高度在宅看護技術実務研修事業	1か所当たり 2,436千円	高度在宅看護技術実務研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	2分の1	
カ 院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業	—	1か所当たり 18,141千円	院内助産所・助産師外来の開設のための医療機関管理者及び助産師研修の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、会議費、消耗品費）、役	2分の1

				務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	
キ 助産師活用地域ネットワークづくり推進事業	一	1か所当たり 2,375千円	助産師活用地域ネットワークづくり推進事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、会議費、消耗品費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料	2分の1	
(4) 歯科保健医療対策事業	ア 8020 運動推進特別事業	一般	厚生労働大臣が必要と認めた額	8020運動推進特別事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、食糧費、役務費（通信運搬費、広告料）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記に該当するもの（備品購入費を除く。）に限る。）	2分の1
		特別	厚生労働大臣が必要と認めた額	8020運動推進特別事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、食糧費、役務費	10分の10

				(通信運搬費、広告料)、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記に該当するもの（備品購入費を除く。）に限る。）	
	イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業	一	1か所当たり 2,152千円	歯科医療安全管理体制推進特別事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記に該当するものに限る。）	定額
(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業	一	公的病院特殊診療部門	ア 小児医療施設 13,546千円 イ 在宅医療 13,546千円	一	3分の1
		民間病院特殊診療部門	在宅医療 9,809千円	在宅医療を行うために必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）	3分の1
(6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業	一	一	1地域当たり 1,304千円	院内感染地域支援ネットワーク相談事業に必要な報償費（医師雇上謝金）、委員等旅費、需用費（消耗品費及び印刷製本費）	2分の1

				、使用料及び賃借料（会場借料）、委託料（上記経費に該当するもの。）	
(7) 小児科 ・産科連携病院等協力体制促進事業	—	—	削減病床数1床当たり 1,112千円	削減病床に専ら従事していた職員が引き続き当該病院に勤務する場合であってこれら職員の次に掲げる経費給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）	3分の1
(8) 在宅緩和ケア対策推進事業	ア 在宅緩和ケア支援センター事業	—	1か所当たり 8,695千円	在宅緩和ケア支援センター事業に必要な給与費（非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費）、委託料（上記に該当するものに限る。）	2分の1
	イ 在宅緩和ケア推進連絡協議会	—	1か所当たり 762千円	在宅緩和ケア推進連絡協議会の実施に必要な報償費（謝金）、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費）、使用料及び賃借料、役務費	2分の1

			(通信運搬費) 、委託料（上記に該当するものに限る。）	
	ウ 緩和ケアに関する従事者研修	一	1か所当たり 673千円	緩和ケアに関する従事者研修の実施に必要な賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費）、委託料（上記に該当するものに限る。）
(9) 地域医療対策事業	ア 医療連携体制推進事業	一	1か所当たり 5,160千円	医療連携体制推進事業に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需要費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費手数料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
	イ 医師派遣等推進事業	一	次により算出された額の合計額 (1)都道府県(医療対策協議会)における医師派遣調整等経費	医師派遣等推進事業を実施するために必要な次に掲げる経費 (1)都道府県(医療対策協議会)における医師派

	1か所当たり 3,000千円	遣調整等に必要な賃金、報償費(謝金)、旅費、役務費(通信運搬費)、委託料(上記経費に該当するもの。)
(2)派遣先医療機関における派遣医師の受入準備等経費 受入医師1人当たり 150千円	(2)派遣先医療機関における派遣医師の受入準備等に必要な旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、損害保険料)、使用料及び賃借料、備品購入費	
(3)派遣元医療機関における医師派遣による対価の一部に相当する額 派遣医師1人当たり 1,250千円×派遣月数	(3)派遣元医療機関における直近の決算数値により以下の式により算出される医師1人1月あたりの経常利益相当額に派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額の合算額 (入院診療収益+外来診療収益-(人件費(医療職)+材料費+その他の経費))／医師数(常勤+非常勤)×1	

		(4) 派遣医師の海外研修等経費 派遣医師 1 人当たり 2,064 千円	/ 1 2 (4) 派遣医師の海外研修等に必要な謝金(研修先機関への謝金等(原則として、研修期間のうち3ヶ月以内分に係るものとする。))、旅費(日当・宿泊費を含む(原則として、研修期間のうち3ヶ月以内分に係るものとする。))、図書購入費、研究研修費	
ウ 患者・家族対話推進事業	患者・家族対話推進懇談会等事業	1 か所あたり 1,170 千円	患者・家族対話推進懇談会等事業に必要な報償費(謝金)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費)、委託料(上記に該当するものに限る。)	2 分の 1
	院内相談員養成研修事業	1 か所あたり 1,328 千円	院内相談員養成研修事業に必要な賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費)、	2 分の 1

				使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費）、委託料（上記に該当するものに限る。）	
(10)勤務医等環境整備事業	ア 短時間正規雇用支援事業	一	1か所当たり次により算出された額 月額 426 千円 × 事業月数	短時間正規雇用支援事業に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、役務費、委託料（上記経費に該当するもの。）	3分の1
	イ 医師事務作業補助者設置支援事業	一	1か所当たり次により算出された額 月額 434 千円 × 事業延月数	医師事務作業補助者設置支援事業に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、役務費、委託料（上記経費に該当するもの。）	2分の1
	ウ 女性医師等就労環境改善緊急対策事業	一	1か所当たり 20,000 千円	女性医師等就労環境改善緊急対策事業に必要な給与費（常勤職員給与、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費（謝金）、委員等旅費、需用費（図書購入費、消	2分の1

			耗品費、印刷製本費、会議費)、備品購入費、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)	
エ 女性医師等復職研修・相談事業	一	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 事務局経費 9,860千円</p> <p>(2) 病院経費 1か所当たり 8,097千円</p>	<p>女性医師等復職研修・相談事業に必要な次に掲げる経費</p> <p>事務局（復職研修に係る受付・相談窓口）業務に必要な給与費（職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費、委員等旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料（上記経費に該当するもの。）</p> <p>病院において受け入れた医師に係る研修を行う</p>	2分の1

				ために必要な次の経費 (1) 指導医にかかる謝金、人件費、手当 (2) 研修プログラム責任者にかかる謝金、人件費、手当 (3) 賃金（指導医及び研修プログラム責任者に係る補助者雇上経費） (4) 研修医受入に係る医学研究材料費、消耗品費、備品購入費、図書購入費 (5) 委託料（上記(1)～(4)の経費に該当するもの）	
(11)産科医等育成・確保支援事業	ア 産科医等確保支援事業	一	1分娩当たり 10,000 円	分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）	3分の1
	イ 産科医等育成支援事業	一	研修医 1人1月当たり 50,000 円	臨床研修修了後、指導医の下、研修カリキュラムに基づき産科・産婦人科の研修を受けている者に対して、処	3分の1

				遇改善を目的として支給される手当（研修医手当等）	
(12) 医療提供体制設備整備事業	ア (ア) 休日夜間急患センター設備整備事業	医療機器等	(1) 人口 10 万人以上の場合 1 か所当たり 4,200 千円 (ただし、医師が常時 3 人以上勤務するセンターについては、10,500 千円を限度とする。) (2) 人口 5 万人以上 10 万人未満の場合 1 か所当たり 3,150 千円 (ただし、医師が常時 3 人以上勤務するセンターについては、7,875 千円を限度とする。)	休日夜間急患センターとして必要な医療機器等の備品購入費	3 分の 1
	(イ) 小児初期救急センター設備整備事業	医療機器	1 か所当たり 10,500 千円	小児初期救急センターとして必要な医療機器の備品購入費	3 分の 1
	(ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業	医療機器	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1) 医療機器((2)及び(3)に掲げるものを除く。) 1 か所当たり 21,000 千円 (ただし、特別に必要がある場合は、105,000 千円を限度	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な医療機器又は心臓病及び脳卒中の重症救急患者の治療等に必要な専用医療機器の備品購入費	3 分の 1

		<p>とする。)</p> <p>(2) 心臓病専用医療機器 1か所当たり 6,000千円</p>	
		<p>(3) 脳卒中専用医療機器 1か所当たり 6,000千円</p>	
	心電図受信装置	<p>1か所当たり 2,650千円</p>	心電図受信装置の購入費
(エ) 救命救急センター設備整備事業	医療機器	<p>次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 医療機器((2)から(5)に掲げるものを除く。) 1か所当たり 244,650千円 (ただし、30床未満の場合は、1床当たり8,085千円を減額し、重症熱傷医療を行う場合は、1か所当たり42,000千円を加算することができる。)</p> <p>(2) 心臓病専用医療機器 1か所当たり 60,000千円</p> <p>(3) 脳卒中専用医療機器 1か所当たり 60,000千円</p> <p>(4) 小児救急専用医療機器 1か所当たり</p>	救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等の備品購入費 3分の1

		(5) 重症外傷専用医療機器 1か所当たり 60,000千円		
	ドクター カー	1か所当たり 56,068千円	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の備品購入費	
	心電図受 信装置	1か所当たり 2,650千円	心電図受信装置の購入費	
	無線装置	1か所当たり 1,050千円	「救急医療対策事業実施要綱」の第8により配備するドクターヘリとの通信に必要な無線装置の購入費	
(才) 高度救 命救急セ ンター設 備整備事 業	広範囲熱 傷用医療 機器	1か所当たり 84,000千円	高度救命救急セ ンターとして必 要な広範囲熱傷 、指肢切断、急 性中毒等の特殊 疾病患者用医療 機器購入費	3分の1
	指肢切断 用医療機 器	1か所当たり 8,155千円		
	急性中毒 用医療機 器	1か所当たり 30,583千円		
(カ) 小児救 急医療拠 点病院設 備整備事 業	医療機器	1か所当たり 21,000千円	小児救急医療拠 点病院として必 要な医療機器の 備品購入費	3分の1
イ 小児救急 遠隔医療設 備整備事業	遠隔医療 設備	(1) 支援側医療機関 1か所当たり 23,934千円 (2) 依頼側医療機関 1か所当たり ア 病院 27,835千円	遠隔医療の実施 に必要なテレペ ソロジー、テレ ラジオロジー、 テレビ電話等コ ンピュータ及び 付属機器等の購	2分の1

		<p>イ 診療所 22,055千円 (ただし、支援側、依頼側のいずれか一方が他方を含む整備を行い、かつ、他方に機器を貸与する場合は、(1)と(2)の合計額とすることができる。)</p>	入費	
ウ (ア) 小児医療施設設備整備事業	医療機器	<p>(1) 都道府県人口規模 400万人以上の場合 1か所当たり 31,500千円 (2) 都道府県人口規模 400万人未満の場合 1か所当たり 25,200千円 ((1)及び(2)に新生児集中治療管理室に必要な医療機器を整備する場合にあっては、9,450千円に新生児集中治療管理病床1床当たり1,575千円をそれぞれ加算した額とする。ただし、15,750千円を限度とする。)</p>	小児医療施設として必要な医療機器等（新生児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。）の備品購入費	3分の1
(イ) 周産期医療施設設備整備事業	医療機器	<p>(1) 都道府県人口規模 400万人以上の場合 1か所当たり 44,793千円 (2) 都道府県人口規模 400万人未満の場合 1か所当たり 30,523千円</p>	周産期医療施設として必要な医療機器等（母体・胎児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。）の備品購入費	3分の1
	ドクター	1か所当たり	ドクターカー及	

	カ一	30,583 千円	びドクターカーに搭載する医療機器等の備品購入費	
エ 共同利用施設設備整備事業	共同利用高額医療機器	1 か所当たり 210,000 千円	共同利用施設又は地域医療支援病院として必要な共同利用高額医療機器の購入費	3 分の 1
オ (ア) 基幹災害医療センター設備整備事業	医療機器等	1 か所当たり 30,583 千円	基幹災害医療センターとして必要な医療機器等の備品購入費	3 分の 1
(イ) 地域災害医療センター設備整備事業	医療機器等	1 か所当たり 18,350 千円	地域災害医療センターとして必要な医療機器等の備品購入費	3 分の 1
(ウ) N B C 災害・テロ対策設備整備事業	N B C 災害・テロ対策用医療機器等	1 か所当たり 32,228 千円	N B C 災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の購入費	2 分の 1
カ がん診療施設設備整備事業	医療機器等	1 か所当たり 31,500 千円 (ただし、1 品目の価格が、52,500 千円を超えるもので厚生労働大臣が認めるものについては、31,500 千円を超えない範囲で加算することができる。)	がん診療施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入費	3 分の 1
キ 医学的リハビリテー	医療機器	1 か所当たり 10,500 千円	医学的リハビリテーション施設	3 分の 1

ショーン施設 設備整備事業			として必要な医療機器の備品購入費	
ク 人工腎臓 装置不足地域設備整備事業	人工腎臓 装置	1か所当たり (1) 多人数用 13,440千円 (2) 単身用 6,825千円	人工腎臓装置の 購入費	3分の1
ケ HLA検査センター設備整備事業	医療機器	1か所当たり 21,000千円	組織適合検査に 必要な備品購入費 (検査機器、 臓器保存器)	2分の1
コ 院内感染対策設備整備事業	初度設備	病院の医療法上の総許可病床数が以下の場合 1か所当たり (1) 50床未満 1,019千円 (2) 50床以上 100床未満 1,325千円 (3) 100床以上 200床未満 2,141千円 (4) 200床以上 300床未満 3,262千円 (5) 300床以上 4,383千円	病院の院内感染の拡大防止に必要な自動手指消毒器の購入費	3分の1
サ 環境調整室設備整備事業	検査機器	1か所当たり 37,000千円	環境調整室に必要な検査機器（ 化学物質注入装置、化学物質分析装置、近赤外線ヘモグロビン酸素濃度測定器）の備品購入費	3分の1
シ 看護師等養成所初度設備整備事業	初度設備	1か所当たり 13,335千円 (ただし、助産師養成所にあっては、21,735千円とする。)	標本、模型及び 教育用機械器具等の購入費	2分の1
ス 理学療法	初度設備	1か所当たり	標本、模型及び	2分の1

士等養成所初度設備整備事業		14,175 千円 (ただし、理学療法士又は作業療法士どちらか一方を整備する場合にあっては、7,087 千円とする。)	教育用機械器具の購入費	
セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	教育環境改善設備	1 か所当たり 2,650 千円	看護師等養成所の在宅看護実習室に必要な備品購入費	2 分の 1
ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業	初度設備	1 か所当たり 11,000 千円	施設の新設やカリキュラム変更等に伴い必要となる標本、模型及び教育用機械器具の購入費	2 分の 1
タ 内視鏡訓練施設設備整備事業	手術台等	1 か所当たり 210,000 千円	内視鏡手術の研修に必要な手術台、麻酔器、無影燈、スコープ、光源装置等の購入費	2 分の 1
チ 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業	医療機器	1 か所当たり 10,500 千円	小児科・産科連携病院等の病床転換整備として必要な医療機器の備品購入費	3 分の 1
ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業	医療機器等	1 か所当たり 3,811 千円	院内助産所・助産師外来開設のための設備整備として必要な医療機器等の備品購入費	3 分の 1
テ 医療機関アクセス支援車整備事業	マイクロバス	1 台当たり 2,701 千円	医療機関の所在する地域へ運行されるマイクロバスの購入費	3 分の 1
	ワゴン車等	1 台当たり 1,407 千円	医療機関の所在する地域へ運行	

			されるワゴン車等の購入費	
ト 在宅歯科診療設備整備事業	初度設備	1か所当たり 3,638千円	在宅歯科診療に必要な医療機器等の備品購入費	3分の1

別表3

1 事業分類	2 事業区分	3 係数a	4 係数b
(1) 救急医療対策事業	ウ 小児初期救急センター運営事業 エ 共同利用型病院運営事業 オ 小児救急医療支援事業 カ ヘリコプター等添乗医師等確保事業 ケ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業 コ 救命救急センター運営事業	3分の2	2分の1
(2) 周産期医療対策事業等	イ 総合周産期母子医療センターの運営事業 ウ 地域周産期母子医療センターの運営事業	3分の2	2分の1
(3) 看護職員確保対策事業	ウ 病院内保育所運営費補助事業	3分の2	2分の1
(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業	—	3分の2	2分の1
(7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業	—	3分の2	2分の1
(12) 医療提供体制設備整備事業	ア (ア) 休日夜間急患センター設備整備事業 (イ) 小児初期救急センター設備整備事業 (エ) 救命救急センター設備整備事業 (オ) 高度救命救急センター設備整備事業 (カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業	3分の2	2分の1

ウ (ア) 小児医療施設設備整備事業 (イ) 周産期医療施設設備整備事業 エ 共同利用施設設備整備事業 オ (ア) 基幹災害医療センター設備整備事業 (イ) 地域災害医療センター設備整備事業 コ 院内感染対策設備整備事業 チ 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業 ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業 テ 医療機関アクセス支援車整備事業 ト 在宅歯科診療設備整備事業		
イ 小児救急遠隔医療設備整備事業	4分の3	3分の2

別表4

1 事業分類	2 事業区分	3 配分調整分類
(1) 救急医療対策事業	ア 小児救急電話相談事業 イ 小児救急地域医師研修事業 ウ 小児初期救急センター運営事業 エ 共同利用型病院運営事業 オ 小児救急医療支援事業 カ ヘリコプター等添乗医師等確保事業 キ 小児救急医療拠点病院運営事業 ク 救急医療専門領域医師研修事業 ケ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業 コ 救命救急センター運営事業 サ ドクターへリ導入促進事業 シ 救急勤務医支援事業 ス 救急救命士病院実習受入促進事業 セ 非医療従事者に対する自動体外式除細動器（AED）の普及啓発事業	A 救急医療等対策（運営費）

	<p>ソ 救急医療情報センター（広域災害 ・救急医療情報システム）運営事業</p> <p>タ 救急患者受入コーディネーター事 業</p>	
(2) 周産期医療対策事 業等	<p>ア 周産期医療対策事業</p> <p>イ 総合周産期母子医療センターの運 営事業</p> <p>ウ 地域周産期母子医療センターの運 営事業</p>	
(3) 看護職員確保対策 事業	<p>ア 看護職員資質向上推進事業</p> <p>イ 協働推進研修事業</p> <p>ウ 病院内保育所運営事業</p> <p>エ 看護職員確保対策特別事業</p> <p>オ 訪問看護推進事業</p> <p>カ 院内助産所・助産師外来開設のた めの助産師等研修事業</p> <p>キ 助産師活用地域ネットワークづく り推進事業</p>	B 看護職員等確保対 策（運営費）
(4) 歯科保健医療対策 事業	<p>ア 8020運動推進特別事業</p> <p>イ 歯科医療安全管理体制推進特別事 業</p>	
(5) 公的病院等特殊診 療部門運営事業	—	C 地域医療確保等対 策（運営費）
(6) 院内感染地域支援 ネットワーク相談事 業	—	
(7) 小児科・産科連携 病院等協力体制促進 事業	—	
(8) 在宅緩和ケア対 策推進事業	<p>ア 在宅緩和ケア支援センター事業</p> <p>イ 在宅緩和ケア推進連絡協議会</p> <p>ウ 緩和ケアに関する従事者研修</p>	
(9) 地域医療対策事業	<p>ア 医療連携体制推進事業</p> <p>イ 医師派遣等推進事業</p> <p>ウ 患者・家族対話推進事業</p>	
(10) 勤務医等環境整備 事業	<p>ア 短時間正規雇用支援事業</p> <p>イ 医師事務作業補助者設置支援事業</p> <p>ウ 女性医師等就労環境改善緊急対策 事業</p>	

	エ 女性医師等復職研修・相談事業	
(11) 産科医等育成・確保支援事業	ア 産科医等確保支援事業 イ 産科医等育成支援事業	
(12) 医療提供体制設備整備事業	ア (ア) 休日夜間急患センター設備整備事業 (イ) 小児初期救急センター設備整備事業 (ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業 (エ) 救命救急センター設備整備事業 (オ) 高度救命救急センター設備整備事業 (カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業 イ 小児救急遠隔医療設備整備事業 ウ (ア) 小児医療施設設備整備事業 (イ) 周産期医療施設設備整備事業 エ 共同利用施設設備整備事業 オ (ア) 基幹災害医療センター設備整備事業 (イ) 地域災害医療センター設備整備事業 (ウ) N B C 災害・テロ対策設備整備事業 カ がん診療施設設備整備事業 キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業 ク 人工腎臓装置不足地域設備整備事業 ケ H L A 検査センター設備整備事業 コ 院内感染対策設備整備事業 サ 環境調整室設備整備事業 チ 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業 ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業	D 地域医療確保等対策(設備費)

テ 医療機関アクセス支援車整備事業 ト 在宅歯科診療設備整備事業	
シ 看護師等養成所初度設備整備事業 ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業	E 看護職員等確保対策（設備費）
セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	
ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業	
タ 内視鏡訓練施設設備整備事業	

別表5 都道府県の優先順位に係る評価事項（100点）

項目	点数
都道府県の優先順位	以下の式により算出される点数とする。 $100 / (\text{事業数} - 1) \times (\text{事業数} - \text{順位})$ なお、事業数が1の場合は、100点とする。

別表6 医療機関に係る評価事項（35点）

区分	当該事業を行う医療機関の医療計画における位置付け	点数
(1) がん	専門的な診療機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(2) 脳卒中	救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(3) 急性心筋梗塞	救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(4) 糖尿病	各医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(5) 救急医療	第三次救急医療の機能又は第二次救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点

	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(6) 災害時における医療	災害拠点病院としての機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(7) へき地の医療	へき地診療の支援医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(8) 周産期医療	総合周産期医療の機能、地域周産期医療の機能又は正常分娩の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(9) 小児医療	小児の救命救急医療の機能又は初期小児救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(10) その他	都道府県知事が特に必要と認める医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
区分		点 数
(11) 前年度における都道府県医療対策協議会の派遣要請に基づく医師派遣の実績		ア 3人以上：10点 イ 1人以上3人未満：5点
(12) 前年度における都道府県医療対策協議会以外の都道府県の機関、委員会等の派遣要請に基づく医師派遣の実績		1人以上：5点

(注1) 区分(1)～(10)については、事業内容に応じていずれか一区分を使用する。

(注2) 区分(11)及び(12)については、派遣日数を245で除した数を派遣人数とみなす。

別表7 都道府県の取組に係る評価事項(15点)

項目	点 数
都道府県の医療連携体制推進事業への取組状況(5点)	以下の事業内容のうち前年度に各都道府県が行った医療連携体制推進事業に含まれる事業内容の数を点数とする(各項目1点)。 (1) 地域医療連携パスの作成 (2) IT等の活用による住民への情報提供 (3) IT等の活用による診療連携体制の構築 (4) 医療従事者向けの研修会の実施

	(5) その他
都道府県医療対策協議会による医師派遣人数（5点）	前年度の各都道府県医療対策協議会による医師派遣人数に応じて以下の点数とする。 (1) 20人以上：5点 (2) 10人以上20人未満：2点
都道府県における医師確保対策取組等（医師派遣を除く。）(5点)	当該年度に各都道府県において行われる医師確保対策の取組等のうち以下に該当する数を点数とする（各項目1点）。 (1) 大学医学部における地域枠を設定 (2) 医学部学生等への修学資金支援を実施 (3) ドクターバンクを設置 (4) 小児科・産科の集約化・重点化の実施に伴う連携強化病院を設置 (5) 自治医科大学卒業生の義務年限終了後出身都道府県定着率が80%以上

（交付基礎額の下限）

7 交付の決定において4の（12）の事業について、別表8の第2欄に定める下限額に満たない場合には、交付（算定）基礎額の対象としないものとする。

別表8

1 事業名	2 下限額
(12) 医療提供体制設備整備事業	
ア（ア）休日夜間急患センター設備整備事業	1品につき 33千円
ア（イ）小児初期救急センター設備整備事業	1品につき 33千円
ア（ウ）病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業（医療機器に限る。）	1品につき 100千円
ア（エ）救命救急センター設備整備事業（医療機器に限る。）	1品につき 100千円
ア（オ）高度救命救急センター設備整備事業	1品につき 100千円
ア（カ）小児救急医療拠点病院設備整備事業	1品につき 100千円
ウ（ア）小児医療施設設備整備事業	1品につき 100千円
ウ（イ）周産期医療施設設備整備事業（医療機器に限る。）	1品につき 100千円
エ 共同利用施設設備整備事業	1品につき 1,000千円
オ（ア）基幹災害医療センター設備整備事業	1か所につき 100千円
オ（イ）地域災害医療センター設備整備事業	1か所につき 100千円
カ がん診療施設設備整備事業	1品につき 100千円
キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事	1品につき 33千円

業		
ク 人工腎臓装置不足地域設備整備事業	1 品につき	1 0 0 千円
ケ HLA 検査センター設備整備事業	1 品につき	1 0 0 千円
コ 院内感染対策設備整備事業	1 品につき	3 3 千円
サ 環境調整室設備整備事業	1 品につき	1 0 0 千円
シ 看護師等養成所初度設備整備事業	1 品につき	5 0 千円
	(ただし、助産師養成所にあっては 、1 品につき 1 0 千円)	
ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業	1 品につき	5 0 千円
セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	1 か所につき	1 5 0 千円
ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業	1 品につき	5 0 千円
チ 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業	1 品につき	3 3 千円
ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業	1 品につき	1 0 千円
テ 医療機関アクセス支援車整備事業	1 品につき	3 3 千円
ト 在宅歯科診療設備整備事業	1 品につき	3 3 千円

(統合補助金の配分方法)

8 都道府県は、国から交付される統合補助金を事業者ごとに別表 2 の事業区分及び種目、別表 4 の配分調整分類を示して配分するものとし、その配分方法は、次により調整するものとする。

なお、配分の調整に伴い、当初提出した事業計画に記載された事業区分、種目又は施設（地区又は市町村）の名称及び設置主体について変更が生じる場合、都道府県知事は、速やかに事業計画を変更し、交付申請書に添えて厚生労働大臣に提出するものとする。

(1) 統合補助金の配分の調整は、提出した事業計画の内容に基づき行うとともに、統合補助金の対象となる配分調整分類に該当する事業区分の範囲内で調整する。

(2) 事業者に配分する統合補助金の別表 4 の第 3 欄に定める配分調整分類ごとの合計額は、当該配分調整分類において配分する交付対象事業における交付算定基礎額の合計額を超えない額となるよう調整する。

(交付の条件)

9 統合補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 都道府県が交付対象事業を実施する場合

ア 交付対象事業に要する経費の配分の変更には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。（それぞれの事業の 30 %以内の変更（ただし、別表 2 の 6 に定める補助率の低い事業から高い事業への配分の変更及び別表 2 に掲げる事業区分

ごとの基準額を超える変更は認めない。) は除く。)

- イ 交付対象事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- ウ 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- エ 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならぬ。
- オ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- カ 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- キ 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで統合補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- ク 統合補助金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙6による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- ケ 交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により統合補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。
なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させことがある。
- コ 統合補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(2) 都道府県が交付対象事業(市町村が補助する事業を除く。)に対して統合補助金を財源の全部又は一部とした補助金(以下「間接補助金」という。)を交付する場合

ア (1) のア、イ、ウ、エ及びクに掲げる条件

イ 都道府県は、国から概算払により統合補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた間接補助金に相当する額を遅滞なく間接補助金を交付される者(以下「間接補助事業者」という。)に交付しなければならない。

ウ 都道府県は、間接補助金を交付する場合には、間接補助事業者に対し、次の条

件を付さなければならない。

(ア) 都道府県から間接補助金の交付を受けて行われる事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、都道府県知事の承認を受けなければならない。

(イ) (1) のイからカ及びコに掲げる条件

この場合において、「交付対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、「統合補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(ウ) 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないで統合補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(エ) 間接補助事業者が市町村又は特別区である場合、間接補助金と間接補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙6に準じた様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。

(オ) 間接補助事業者が公的団体又は民間事業者である場合、間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。

(カ) 間接補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙5により速やかに都道府県知事に報告しなければならぬ。

なお、間接補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一社所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付せざることがある。

(キ) 公的団体又は民間事業者が間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならぬ。

(ク) 4の(5)の事業において、公的団体に交付された間接補助金は、損益計算書上の給与費、材料費、経費及び研究研修費に充当するものとする。

(3) 都道府県が交付対象事業（市町村が補助する事業に限る。）に対して統合補助金を財源の全部又は一部として間接補助金を交付する場合には、市町村に対し、次の条件を付さなければならない。

ア (1) のア、イ、ウ、エ及びクに掲げる条件

この場合において、「交付対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「統合補助金」とあるのは「間接補助金」と、「別紙6」とあるのは「別紙6に準じた様式」と読み替えるものとする。

イ 市町村は、都道府県から概算払により間接補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた市町村補助金（市町村が補助する事業のために支出する交付金をいう。以下同じ。）に相当する額を遅滞なく市町村補助事業者（市町村補助金の交付を受けて事業を実施する者。以下同じ。）に交付しなければならない。

ウ 市町村は、市町村補助金を交付する場合には、市町村補助事業者に対し、次の条件を付さなければならない。

(ア) 市町村補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

(イ) (1) のイからカ及びコに掲げる条件

この場合において、「交付対象事業」とあるのは「市町村補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と、「国庫」とあるのは「市町村」と、「統合補助金」とあるのは「市町村補助金」と読み替えるものとする。

(ウ) (2) のウの(ウ)、(オ)から(キ)に掲げる条件

この場合において、「間接補助事業」とあるのは「市町村補助事業」と、「間接補助事業者」とあるのは「市町村補助事業者」と、「間接補助金」とあるのは「市町村補助金」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「別紙5」とあるのは「別紙5に準じた様式」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

エ ウにより付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

オ ウにより付した条件に基づき、市町村に財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(4) (2) 及び(3)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(5) 間接補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、別紙4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

- 10 この統合補助金の交付の申請は、都道府県知事が別紙2による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、毎年度6月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 11 この統合補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、10に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 12 厚生労働大臣は、10又は11による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(統合補助金の概算払)

- 13 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

- 14 都道府県知事は、別紙3による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（9の(1)のウ又は(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(統合補助金の返還)

- 15 厚生労働大臣は、交付すべき統合補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える統合補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(その他)

- 16 特別の事情により6、10、11及び14に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別添 1)

診療日の設定方法

○共同利用型病院運営事業、小児救急医療支援事業参加病院及び救急勤務医支援事業

診療日は、原則として診療時間が次の表に定める区分欄ごとにそれぞれ 1 日とする。

区 分	対象時間及び最低診療時間
休日 休日 A	午前 8 時から午後 6 時まで診療を行うもの
休日 B	
休日 C	午前 8 時から午後 1 時まで診療を行うもの又は午後 1 時から午後 6 時まで診療を行うもの
夜間	午後 6 時から翌日午前 8 時まで診療を行うもの

(注) 休日の取扱い

①休日 A

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

②休日 B、休日 C

週休二日制に伴う土曜日又はその振替日

なお、週休二日制に伴う土曜日又はその振替日として取り扱えるのは、事業主体である地方公共団体が、共同利用型病院運営事業、小児救急医療支援事業又は救急勤務医支援事業実施地区において、別に定める基準以上の病院が閉院方式で週休二日制を実施している場合で共同利用型病院運営事業又は小児救急医療支援事業、救急勤務医支援事業を実施した場合とする。

ただし、診療日数として設定できるのは、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除く月曜日から土曜日の間に 1 日のみとする。

救命救急センターの評価基準

- 1 救命救急センターの診療機能を確保し、診療機能の充実度を高めるため、当該センターの診療体制等下記の調査を行い、その結果に基づく評価を実施するものとする。
また、当該センターの調査内容等について、必要に応じ現地調査を行うものとする。

記

平成〇〇年〇月〇〇日医政指発第〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働省医政局指導課長通知
「救命救急センターの充実段階評価における現況調について」〔別途通知〕

- 2 調査結果に基づき、救命救急センターとしての診療機能の充実度を三段階（A、B、C）に評価し、基準額の算出にあたって、以下の段階別に定める率を乗じるものとする。
 - (1) 充実段階Aは、100%
 - (2) 充実段階Bは、90%
 - (3) 充実段階Cは、80%

別紙 1

番号
年月日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成 21 年度医療提供施設等の整備に関する計画の提出について

標記について、次のとおり関係書類を添えて提出する。

1 医療提供施設等の施設の運営及び設備整備に関する計画（事業計画）

別紙 1-1 のとおり

2 事業の実施に要する経費に関する調書

別紙 1-2 のとおり

3 添付書類

- ・整備施設の概要及び運営方法を記載した資料
- ・別表 2 の第 5 欄に掲げる対象経費の支出予定額を証する資料
- ・総事業費及び寄付金その他収入額を証する資料
- ・その他参考となるべき資料

医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に関する計画（事業計画）

(都道府県名)

1. 事業計画の概要（医療提供体制設備整備事業以外の事業）

配分調整分類	事業区分	施設（地区又は市町村）の名称	施設の設置主体

2. 事業計画の概要（医療提供体制設備整備事業）

配分調整分類	事業区分	施設の名称	該当する4疾患5事業	設置主体	優先順位

※「配分調整分類」欄には、別表4の第3欄に定める配分調整分類を記載すること。

※「事業区分」欄には、別表4の第2欄に定める事業区分を記載すること。

※「該当する4疾患5事業」欄には、別表4の第3欄に定める配分調整分類が「D 地域医療確保等対策（設備費）」の場合にのみ記載すること。

3. 設備整備の目的

※当該事業計画に掲げられている設備整備の目的、必要性、設備整備による効果等を記入すること。また、必要に応じ、資料を添付すること。

4. 都道府県整備現況 ※当該事業の都道府県における整備状況とその充足度等を、具体的な数値を用いて記載すること。

5. 整備後状況見込 ※事業整備後の都道府県における整備状況とその充足度見込等を、具体的な数値を用いて記載すること。

6. 医療計画における事業計画の位置づけ

別紙 1－2 (医療提供体制設備整備事業以外の事業)

事業の実施に要する経費に関する調書 (医療提供体制推進事業費補助金)

(都道府県名)													
配分調整分類 事業区分	施設 (地区又は 市町村) の名称	別表2の第3欄 に定める項目 額	別表2の第4欄 に定める基準 額	別表2の第5欄 に定める対象 金額の支出予 定額	別表2の第6欄 に定める補助率又 は別表3の第4欄 に定める係数a		前年度末の 累積欠損金 及び不良債 務に定め る係数b	別表3の第 3欄に定め る額	別表2の第6欄に 定める補助率又 は別表3の第4欄 に定める係数b の交付額 (千円)				
					市町村 補助額 (A)	逆定額 (B)							
					円	円							
小 計													
小 計													
小 計													
合 計													

(作成要領)

- 「配分調整分類」欄には、別表4の第3欄に掲げる配分調整分類を記載すること。
- 「事業区分」欄には、別表4の第2欄に掲げる事業区分を記載すること。
- (A) 欄から (J) 欄は各事業区分ごとに、交付要綱6（交付額の算定方法）に従い必要となる欄のみ使用し、(J) 欄を算出すること。
- (E) 欄の「寄付金」は、救命救急センター運営事業においては「診療取入額及び寄付金」と読み替えるものとする。
- 「備考」欄は記入しないこと。

別添様式(1-2関係)

平成21年度医療提供体制推進事業費交付要綱別表6、別表7関係

別表6 事業内容別の医療機関に関する評価事項(35点満点)

都道府県名:

補助事業名:

医療機関名:

合計

小計1+2

1. 医療連携体制の構築に関する評価事項(20点満点)

求められる医療機能	医療計画への医療機関名の記載状況	
	整備後記載予定 (圏域内で初めて整備するものに限る)	記載済み又は整備後記載予定 (圏域内で2番目以降に整備するもの)
	+10点	+5点
【4疾病】		
がん		
専門的な診療機能	+10点	
その他の医療機能	+ 5点	
脳卒中		
救急医療の機能	+10点	
その他の医療機能	+ 5点	
急性心筋梗塞		
救急医療の機能	+10点	
その他の医療機能	+ 5点	
糖尿病		
各医療機能	+ 5点	
【5事業】		
救急医療		
救命救急医療機関の機能 (救命救急センター)	+10点	
入院を要する救急医療の機能 (病院群輪番制病院等二次救急医療施設)	+10点	
その他の医療機能	+ 5点	
災害時における医療		
災害拠点病院としての機能	+10点	
その他の医療機能	+ 5点	
へき地の医療		
へき地診療の支援医療の機能 (へき地医療拠点病院)	+10点	
その他の医療機能	+ 5点	
周産期医療		
総合周産期医療の機能 (総合周産期母子医療センター)	+10点	
地域周産期医療の機能 (地域周産期医療センター)	+10点	
正常分娩の機能 (院内助産所・助産師外来)	+10点	
その他の医療機能	+ 5点	
小児医療(小児救急)		
小児の救命救急医療の機能 (小児救急医療拠点病院等)	+10点	
初期小児救急の機能 (小児初期救急センター)	+10点	
その他の医療機能	+ 5点	
【その他】		
都道府県知事が特に必要と認める医療の機能	+ 5点	
【医師派遣】		
医師派遣病院診療体制強化設備整備事業について、上記にかかわらず	+20点	
小 計		

* 整備内容が複数の事業に該当する場合には、主たる事業により評価を行うこと(上表のいずれか一か所に点数を記入する。)。

2. 医師確保対策への協力に関する評価事項(15点満点)

医師派遣の実績	
都道府県医療対策協議会の派遣要請に基づくもの	
年間3人以上	+10点
同1人以上3人未満	+ 5点
都道府県のその他の機関、委員会等の派遣要請に基づくもの	
年間1人以上	+ 5点
小 計	

* 代診医の派遣等短期の派遣については、年間の派遣日数の合計により常勤換算すること(常勤1人=派遣日数の合計が245日)

* 上表の該当するか所すべてに点数を記入すること。

別表7 都道府県の医療計画及び医師確保対策の推進に関する評価事項(15点満点)

都道府県名:
医療機関名:
補助事業名:

【医療計画の推進】(5点満点)	小計	
医療連携体制推進事業の取組状況		
事業内容(種類)の評価		
地域医療連携パスの作成	+ 1点	
IT等の活用による住民への情報提供	+ 1点	
IT等の活用による診療連携体制の構築	+ 1点	
医療従事者向けの研修会の実施	+ 1点	
その他	+ 1点	
【医師確保対策の推進】(10点満点)	小計	
都道府県医療対策協議会による医師派遣人数		
年間20人以上	+ 5点	
同10人以上	+ 2点	
大学医学部における地域枠の設定状況		
設定済み	+ 1点	
医学部学生等への修学資金支援状況		
実施済み	+ 1点	
自治医科大学卒業生の義務年限終了後出身 都道府県定着率		
80%以上	+ 1点	
ドクターバンクの設置状況		
設置済み	+ 1点	
小児科・産科の集約化・重点化の実施に伴う 連携強化病院設置状況		
設置済み	+ 1点	
合 計		

* 代診医の派遣等短期の派遣については、年間の派遣日数の合計により常勤換算すること
(常勤1人=派遣日数の合計が245日)。

* 上表の該当するか所すべてに点数を記入すること。

別紙 2

番号
年月日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成 21 年度医療提供体制推進事業費補助金の交付申請について

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申 請 額 金 円
- 2 当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画
別紙 2-1 のとおり
- 3 交付対象事業の実施に要する経費に関する調書
別紙 2-2 のとおり
- 4 添付書類
 - ・都道府県の歳入歳出予算書（見込書）の抄本
 - ・その他参考となるべき資料

医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に関する計画（変更後の事業計画）

(都道府県名)

1. 事業計画の概要

配分調整分類	変更前		変更後			
	事業区分	施設(地区又は市町村) の名称	設置主体	事業区分	施設(地区又は市町村) の名称	設置主体

※「配分調整分類」欄には、別表4の第3欄に定める配分調整分類を記載すること。

※「事業区分」欄には、別表4の第2欄に定める事業区分を記載すること。

2. 設備整備の目的
※当該事業計画に掲げられている設備整備の目的、必要性、設備整備による効果等を記入すること。また、必要に応じ、資料を添付すること。

3. 都道府県整備現況
※当該事業の都道府県における整備状況とその充足度等を、具体的な数値を用いて記載すること。
4. 整備後状況見込
※事業整備後の都道府県における整備状況とその充足度達成見込等を、具体的な数値を用いて記載すること。
5. 医療計画における事業計画の位置づけ

別紙2-2 (医療提供体制強化整備事業以外の事業)

交付対象事業の実施に要する経費に関する調書

(都道府県名)

配分調整分類		事業区分	施設(地区又は市町村)の名称	別表2の第3欄に定める項目	別表2の第4欄に定める基準額	別表2の第5欄に定める対象額	市町村 補助額	送定額	寄付金その他の収入額を控除した額	前年度末の累積欠損金及び不具償務	別表3の第3欄に定められたる係数a	都道府県補助額	別表2の第6欄に定める補助率又は別表4の第4欄に定める係数b	交付額	備考
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	(M)	(N)	(O)	
合計															
小計															

(作成基額)

- 「配分調整分類」欄には、別表4の第3欄に掲げる配分調整分類を記載すること。
- 「事業区分」欄には、別表4の第2欄に掲げる事業区分を記載すること。
- (A) 欄から(I) 欄は各事業区分ごとに、交付要額6(交付額の算定方法)に応じ必要となる額のみ適用し、(I) 欄を算出すること。
- (E) 欄の「寄付金」は、救命救急センター運営事業においては「診療収入額及び寄付金」と読み替えるものとする。
- 「備考」欄は記入しないこと。

別紙2－2（医療提供体制設備整備事業）

交付対象事業の実施に要する経費に関する調書

(都道府県名)

配分調整分類 事業区分	施設の名称	別表2の第5欄 に定める額	別表2の第4欄 に定める基準額	別表2の第4欄 に定める対象経費の支出予定額	市町村 援助額 (B)	選定額 (C)	送事手数料から 寄付金その他の 収入額を控除了した額 (D)	別表3の第3欄に定め る係数α (E)	都道府県 補助額 (F)	別表2の第6欄 に定める補助率又は別表3 の第4欄に定め る係数β (H)	交付額 （千円） (I)	備考	
												備考	
					円	円	円	円	円	円	円	小計	
合 計													小計

(作成要領)

- 「配分調整分類」欄には、別表4の第3欄に掲げる配分調整分類を記載すること。
- 「事業区分」欄には、別表4の第2欄に掲げる事業区分を記載すること。
- (A) 欄から (H) 欄は各事業区分ごとに、交付要綱6（交付額の算定方法）に従い必要となる欄のみ使用し、(I) 欄を算出すること。
- 「備考」欄は記入しないこと。

別紙 3

番号
年月日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

印

平成 21 年度医療提供体制推進事業費補助金の事業実績報告について

平成 年 月 日 厚生労働省発医政第 号をもって交付決定を受けた平成 21 年度医療提供体制推進事業費補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精算額 金 円
- 2 度医療提供施設等の施設の運営及び設備整備に関する計画（事業計画実績） 別紙 3-1 のとおり
- 3 医療提供体制推進事業費補助金精算額算出内訳 別紙 3-2 のとおり
- 4 添付書類
 - ・契約書の写し及び検収調書の写し
 - ・都道府県の歳入歳出決算書（見込書）抄本
 - ・その他参考となるべき資料

医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に関する計画（事業計画実績）

(都道府県名)

1. 事業計画の概要

配分調整分類	事業区分	施設（地区又は市町村）の名称	設置主体	備考

※「配分調整分類」欄には、別表4の第3欄に定める配分調整分類を記載すること。

※「事業区分」欄には、別表4の第2欄に定める事業区分を記載すること。

2. 整備後の状況（充足度合）

※事業整備後の都道府県における整備状況とその充足度合等を、具体的な数値を用いて記載すること。また、必要に応じ、資料を添付すること。

3. 次年度事業計画への反映
※「2. 整備後の状況（充足度合）」を踏まえ、次年度の事業計画にどのように反映させるのか記載すること。

別紙3-2 (医療提供体制強化整備事業以外の事業)

医療提供体制強化整備事業補助金清算額算出内訳

(都道府県名)

配分調整分類 事業区分	施設(地区又は市町村)の名称	別表2の第3欄 に定める種目	別表2の第4欄 に定める基準額 額	別表2の第5欄 に定める対象 額	市町村 補助額 (C)	選定額 (D)	支那医費から 寄せた金その他 収入額を控除 した額 (E)	前年度末の 累積欠損金 及び不良債 権 (F)	別表3の第 3欄に定め る係数a (G)	都道府県 補助額 (H)	別表3の第6欄に 定める補助率又 は別表3の第4欄 に定める係数b (I)	交付額 (J)	交付決定額 (K)	国庫補助金 受入額 (L)	差引過△ 不足額 (L)-(J)	備考
合 計																

(作成要領)

- 「配分調整分類」欄には、別表4の年3欄に掲げる配分調整分類を記載すること。
- 「事業区分」欄には、別表4の第2欄に掲げる事業区分を記載すること。
- (A) 欄から (I) 欄は各事業区分ごとに、交付要綱6(交付額の算定方法)に従い必要となる額のみ使用し、(II) 欄を算出すること。
- (E) 欄の「寄付金」は、救命救急センター運営事業においては「診療収入額及び寄付金」と読み替えるものとする。
- 「備考」欄は記入しないこと。

別紙4

番号
年月日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

印

平成21年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日 厚生労働省発医政第 号で交付決定を受けた平成21年度医療提供体制推進事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

記

1 事業区分及び施設の名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額）

金 円

4 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

(注) 当該事業区分に係る各所管局課に提出すること。

別紙 5

番号
年月日

都道府県知事 殿

補助事業者名 印

平成 21 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた〇〇〇補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 事業区分及び施設の名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額）

金 円

4 添付書類

3 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

別紙6

平成21年度医療提供体制推進事業費補助金調書

平成21年度 厚生労働省所管

(都道府県名)

歳出予算科目	交付決定の額	歳 入			地 方 公 共 团 体			支出し額	翌年度繰越額	備 考
		科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち補助金相当額			
(項) 医療提供体制基盤整備費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
(目) 医療提供体制推進事業費補助金										

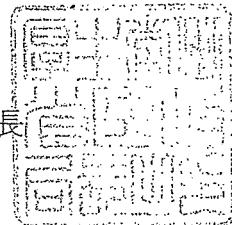
(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度における当該補助事業等に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」及び「収入済額」の数字下欄に交付金額を内書（ ）をもつて附記すること。

医政発第0330013号
平成21年3月30日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 労 働 省 医 政 局 長



救急医療対策事業実施要綱の一部改正について

救急医療対策の整備事業については、昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」により行われているところであるが、今般、同通知の別添「救急医療対策事業実施要綱」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成21年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

救急医療対策事業実施要綱

医発第 692 号 昭和 52 年 7 月 6 日	一部改正健政発第 356号 平成 9 年 4 月 1 日
一部改正医発第 494 号 昭和 53 年 5 月 9 日	一部改正健政発第 725号 平成 10 年 6 月 11 日
一部改正医発第 460 号 昭和 54 年 4 月 27 日	一部改正健政発第 1296号 平成 10 年 12 月 11 日
一部改正医発第 583 号 昭和 55 年 6 月 7 日	一部改正健政発第 1115号 平成 11 年 10 月 7 日
一部改正医発第 1079 号 昭和 56 年 10 月 23 日	一部改正健政発第 42 号 平成 12 年 1 月 24 日
一部改正医発第 749 号 昭和 57 年 8 月 3 日	一部改正健政発第 455号 平成 12 年 4 月 3 日
一部改正医発第 995 号 昭和 58 年 10 月 7 日	一部改正医政発第 892号 平成 13 年 9 月 6 日
一部改正医発第 1195 号 昭和 58 年 12 月 8 日	一部改正医政発第 0405003号 平成 14 年 4 月 5 日
一部改正健政発第 663 号 昭和 61 年 10 月 17 日	一部改正医政発第 0527008号 平成 15 年 5 月 27 日
一部改正健政発第 276 号 昭和 62 年 5 月 21 日	一部改正医政発第 0423004号 平成 16 年 4 月 23 日
一部改正健政発第 347 号 昭和 63 年 6 月 20 日	一部改正医政発第 0330012号 平成 17 年 3 月 30 日
一部改正健政発第 248 号 平成 3 年 4 月 15 日	一部改正医政発第 0203003号 平成 18 年 2 月 3 日
一部改正健政発第 310 号 平成 4 年 5 月 7 日	一部改正医政発第 0727005号 平成 18 年 7 月 27 日
一部改正健政発第 278 号 平成 5 年 4 月 26 日	一部改正医政発第 0206002号 平成 19 年 2 月 6 日
一部改正健政発第 617 号 平成 7 年 8 月 1 日	一部改正医政発第 0403001号 平成 19 年 4 月 3 日
一部改正健政発第 437 号 平成 8 年 5 月 10 日	一部改正医政発第 0502004号 平成 20 年 5 月 2 日

目 次

第 1 小児救急電話相談事業	1
第 2 初期救急医療体制	2
(休日夜間急患センター、小児初期救急センター)	
第 3 小児救急地域医師研修事業	3
第 4 入院を要する（第二次）救急医療体制	3
（病院群輪番制病院、共同利用型病院、小児救急医療支援事業、小児救急医療拠点病院運営事業、管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業、ヘリコプター等添乗医師等確保事業）	
第 5 救急医療専門領域医師研修事業	8
第 6 救命救急センター	8
第 7 高度救命救急センター	10
第 8 ドクターへリ導入促進事業（夜間搬送モデル事業を含む）	11
第 9 救急救命士病院実習受入促進事業	12
第 10 救急勤務医支援事業	14
第 11 非医療従事者に対する自動体外式除細動器（AED）普及啓発事業	14
第 12 救急医療情報センター	15
(広域災害・救急医療情報センター)	
第 13 救急患者受入コーディネーター事業	17
第 14 中毒情報センター情報基盤整備事業	18
第 15 救急医療支援センター運営事業	18
第 16 救急医療トレーニングセンター運営事業	19

第1 小児救急電話相談事業

1. 目的

この事業は、都道府県が地域の小児科医師による小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備することにより、地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、都道府県内における患者の症状に応じた適切な医療提供体制の構築を目的とする。

2. 補助対象

都道府県（委託を含む。）が整備、実施する事業を補助対象とする。

3. 実施方針

(1) 夜間等において、小児患者の保護者等（以下「相談者」という。）からの電話相談に、原則として地域の小児科医師（研修等により、小児科医師と同等の知識を有する小児科以外の医師を含む。）が対応し、適切な助言及び指示を行うものとする。なお、小児科医師は、対応に当たり、診断に必要な情報を得られないまま、相談者に対し処置方法などの指示をしてはならないこと（医師法第二十条及び平成9年12月24日付け健政発第1075号参照）に留意するとともに、指示を行った場合には、診療録へ記載し、保存するものとする。

また、地域の実情により、小児科医師以外の者が電話相談に一次的に対応する場合においては、小児科医師による支援体制を確立のうえ実施するものとする。

なお、この場合にあっては、診断に必要な情報が得られるときには、小児科医師以外の者に代わって小児科医師が相談者に対し適切に指示を行うなど、相談内容に応じて小児科医師が直接対応出来る体制を確保するものとする。

- (2) 電話相談の開始に当たっては、相談者に対し、本事業における小児科医師の助言及び指示、または小児科医師以外の者が行う助言は、電話を通じた限られた情報に基づくものであって、相談者の判断の参考とするためのものであることを十分に説明し、理解を得た上で行うものとする。
- (3) 相談者のプライバシー保護に努め、相談記録等の情報の管理には十分配慮を行うものとする。
- (4) 相談者から、受診をするための医療機関の照会があった場合には、受入れ可能な医療機関を相談者に回答するものとする。なお、回答に当たっては、救急医療情報センターの活用や受入れ医療機関のリストの作成等、地域の実情に応じて実施するものとする。
- (5) 都道府県において、地域の関係者からなる協議会を設置し、事業の実施計画の策定、事業実施のためのマニュアルの整備及び事業の評価等、事業の実施に必要な企画・調整等を行うものとする。
- (6) 事故発生時を含め、本事業の実施の責任については、関係者間で十分に協議し、明確にするものとし、業務委託等の際は契約を適切に締結するものとする。

イ 小児初期救急センター

小児初期救急センターとして必要な診療部門等及び医療機器等を備えるものとする。

- (3) 地域住民に対して救急医療に関する情報提供を行う。

第3 小児救急地域医師研修事業

1. 目的

この事業は、地域の小児科医師、内科医師等を対象として、小児救急医療及び児童虐待に関する研修を実施することにより、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図ることを目的とする。

2. 補助対象

都道府県知事が設定する区域で厚生労働大臣が適當と認めた区域において、都道府県（委託を含む。）が、地域の病院、診療所等の小児科医師、内科医師等を対象として実施する下記研修とする。

- (1) 内科系の小児救急医療に関する医師研修
(2) 外科系の小児救急医療に関する医師研修
(3) 児童虐待（行政機関との連携等を含む）に関する医師研修

3. 実施基準

- (1) 当該研修の実施区域を含む二次医療圏については、小児救急医療体制に係る関係者の協議が行われていること。（地域の実情により、都道府県単位など、広域的に協議が行われている場合を含む。）
(2) 地方公共団体が実施する在宅当番医制（休日夜間急患センター及び小児初期救急センターへの出務によるものを含む。）に参加する医師が主たる対象として研修が行われると確実に見込まれること。
(3) 研修の実施に当たっては、地域の関係者による研修のための協議会を都道府県単位で設置し、研修内容及び実施計画の策定等を行うこと。なお、研修内容等については、関係団体及び関係学会等と連携し策定することが望ましい。

第4 入院を要する（第二次）救急医療体制

1. 目的

- (1) 病院群輪番制病院、共同利用型病院及び小児救急医療支援事業（以下病院群輪番制病院等運営事業という。）は、地方公共団体が地域の実情に応じて病院群輪番制方式、共同利用型病院方式等による入院を要する（第二次）救急医療機関を整備し、休日夜間急患センター、小児初期救急センター、在宅当番医制等の初期救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保することを目的とする。

- (2) 小児救急医療拠点病院運営事業は、都道府県が地域の実情に応じて小児

イ 医療機関

(ア) 管制塔病院

都道府県又は都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する病院で相当数の病床を有し、支援医療機関、支援診療所と連携して常時休日夜間における救急患者受入体制を確保している第二次救急医療機関等とする。

(イ) 支援医療機関

管制塔病院と連携し、管制塔病院からの転送・紹介患者を受け入れるために必要な空床を確保し、必要に応じて管制塔病院への医師の応援派遣等を行う医療機関とする。

(ウ) 支援診療所

管制塔病院と連携し、必要に応じて管制塔病院への医師の応援派遣等を行う診療所とする。

(4) ヘリコプター等添乗医師等確保事業

救急患者の搬送にヘリコプター等を使用し、これに医師等を添乗させる事業を行っている地方公共団体とする。

3. 運営方針

(1) 病院群輪番制病院等運営事業

ア 病院群輪番制病院及び共同利用型病院運営事業

地域の実情に応じた次的方式により休日夜間の診療体制を整えるものとし、原則として、初期救急医療施設からの転送患者を受け入れるものとする。

(ア) 病院群輪番制方式

地域内の病院群が共同連帶して、輪番制方式により実施するものとする。

(イ) 共同利用型病院方式

医師会立病院等が休日夜間に病院の一部を解放し、地域医師会の協力により実施するものとする。

イ 小児救急医療支援事業

地域の小児科を標榜する病院群又は病院が病院群輪番制方式又は共同利用型病院方式により、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を整えるものとし、原則として、初期救急医療施設からの転送患者を受け入れるものとする。

(2) 小児救急医療拠点病院運営事業

小児救急医療拠点病院は、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を常時整えるものとし、原則として、初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児重症救急患者を必ず受け入れるものとする。

(3) 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業

ア 管制塔病院

管制塔病院は、適切な受け入れ医療機関を紹介することも含め救急搬送患者を確実に受け入れ、重症度、緊急性等に基づく診療の優先順位に応じて診療を行う等必要な対応を行うものとする。

また、必要に応じ、医師の負担軽減のための診療補助者（診療記録管理者、医師事務作業補助者等）を確保するものとする。

イ 支援医療機関

管制塔病院と連携し、地域で必要となる受け入れ可能な空床を確保するものとする。また、管制塔病院からの要請に応じるため、派遣のために必要な医師を確保するものとする。

ウ 支援診療所

管制塔病院からの要請に応じるため、派遣のために必要な医師を確保するものとする。

(5) ヘリコプター等添乗医師等確保事業

地方公共団体は、ヘリコプター等へ容易に添乗できる体制を確保するものとする。

(6) 施設及び設備

ア 病院群輪番制病院及び共同利用型病院運営事業

(ア) 施設

入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な診療部門（診療室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室等）及び専用病室等を設けるものとする。

また、必要に応じ、心臓病及び脳卒中の重症救急患者を受け入れるため、心臓病専用病室（CCU）及び脳卒中専用病室（SCU）を設けるものとする。

(イ) 設備

入院を要する（第二次）救急医療機関の診療機能として必要な医療機械を備えるものとする。

また、必要に応じ、心臓病及び脳卒中の重症救急患者の治療等に必要な専用医療機器を備えるものとする。

このほか、必要に応じて、搬送途上の患者の様態を正確に把握し、医師の具体的指示を搬送途上に送るため、地域の中心的な入院を要する（第二次）救急医療機関に心電図受信装置を備えるものとする。

イ 小児救急医療拠点病院

(ア) 施設

小児重症救急患者の入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な小児科診療部門（診療室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室等）、小児専用病室等を設けるものとする。

(イ) 設備

小児重症救急患者の入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な医療機械等を備えるものとする。

ウ 管制塔病院

(ア) 施設

必要に応じ、適切な場所にヘリポートを設けるものとする。

(イ) 設備

必要に応じ、診療体制の充実のための医療機器の整備や環境の整備を行うことができるものとする。

び救急救命士等に対する救急医療の臨床教育を行うものとする。

4 整備基準

- (1) 救命救急センターは、救命救急センターの責任者が直接管理する相当数の専用病床(概ね20床以上(ただし、病床数が10床以上20床未満であって、平成19年度以前に整備されたもの、又は平成19年度中に国と調整を行っており平成20年度において整備されるものについては、この限りではない。))の専用病床を有し、24時間体制で、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者に対する高度な診療機能を有するものとする。
- (2) 最寄りの救命救急センターへのアクセスに時間を要する地域(概ね60分以上)においては、地域救命救急センター(専用病床が10床以上20床未満の救命救急センター)を整備することができる。
- (3) 救命救急センター(地域救命救急センターを含む)には、24時間診療体制を確保するために、必要な職員を配置するものとする。

ア 医 師

- (ア) 救命救急センターの責任者は、重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に適切に対応できる三次救急医療の専門的知識と技能を有し、高度な救急医療及び救急医学教育に精通した医師であるとの客観的評価を受けている専任の医師とする。(例:日本救急医学会指導医等)
- (イ) 救命救急センターは、救急医療の教育に関する適切な指導医のもとに、一定期間(3年程度)以上の臨床経験を有し、専門的な三次救急医療に精通しているとの客観的評価を受けている専任の医師を適当数有するものとする。(例:日本救急医学会認定医等)
- (ウ) 救命救急センターとしての機能を確保するため、内科、外科、循環器科、脳神経外科、心臓血管外科、整形外科、小児科、眼科、耳鼻科、麻酔科及び精神科等の医師を必要に応じ適時確保できる体制を有するものとする。
- (エ) 必要に応じ、心臓病の内科系専門医とともに外科系専門医を、脳卒中の外科系専門医とともに内科系専門医を専任で確保するものとする。
- (オ) 小児救急専門病床(小児専門集中治療室)を設置する救命救急センターは、小児の救急患者への集中治療に対応する小児科医師を専任で確保するものとする。
- (カ) 必要に応じ、重症外傷に対応する専門医師を専任で確保するものとする。
- (キ) 救急救命士への必要な指示体制を常時有するものとする。

イ 看護師及び他の医療従事者

- (ア) 重篤な救急患者の看護に必要な専任の看護師を適当数有するものとする。
また、小児救急専門病床(小児専門集中治療室)を設置する救命救急センターは、小児の救急患者への集中治療に対応する看護師を専任

3. 運営方針

高度救命救急センターは、救命救急センターに収容される患者のうち、特に広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者を受け入れるものとする。

4. 整備基準

- (1) 高度救命救急センターは、広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対する救命医療を行うために必要な相当高度な診療機能を有するものである。
- (2) 高度救命救急センターには、24時間診療体制を確保するために、必要な職員を配置するものとする。

ア 医 師

常時高度救命救急医療に対応できる体制をとるものとする。特に麻酔科等の手術に必要な要員を待機させておくものとする。

イ 看護師等医療従事者

特殊疾病患者の診療体制に必要な要員を常時確保すること。特に手術に必要な動員体制をあらかじめ考慮しておくものとする。

(3) 設 備

高度救命救急センターとして必要な医療機器を備えるものとする。

第8 ドクターへリ導入促進事業（夜間搬送モデル事業を含む）

1. 目 的

この事業は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）の趣旨に基づき、救命救急センターにドクターへリを委託により配備し、救急患者の救命率等の向上、広域救急患者搬送体制の向上及びドクターへリの全国的導入の促進を図ることを目的とする。

2. 捩助対象

- (1) 都道府県又は都道府県知事の要請を受けた救命救急センターが実施する事業で厚生労働大臣が適当と認めるもの。
- (2) 都道府県が、救命救急センターに配備し、当該センターにおいて実施する事業で厚生労働大臣が適当と認めるもの。

3. 運営方針

- (1) ドクターへリの運航に係る関係機関等との調整、地域住民への普及啓発等を行う運航調整委員会を設置し、本事業の実施、運営に関する必要事項に係る諸調整等を行い、ドクターへリの運行に万全を期すとともに地域住民の理解と協力が得られるよう努めなければならない。
- (2) 運航調整委員会の委員は、都道府県、市町村、地域医師会、消防、警察、国土交通、教育委員会等関係官署に所属する者、ドクターへリ運航会社

心肺蘇生等の救急救命処置の実習を行うための体制整備を促進することにより、救急救命士の資格を有する救急隊員の業務の高度化と資質の向上を図ることを目的とする。

2. 補助対象

都道府県又は都道府県知事の要請を受けた病院の開設者（救命救急センターを除く。）が行う救急救命士の病院実習受入促進事業を補助対象とする。

3. 運営方針

救急救命士の資格を有する救急隊員の病院実習は、以下の内容の病院実習を実施する。

- (1) 「救急救命士の薬剤投与の実施のための講習及び実習要領について（平成17年3月10日付け医政指発第0310002号）」に基づく救急救命士の資格を有する救急隊員の教育
- (2) 「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習要領について（平成16年3月23日付け医政指発第0323049号）」に基づく救急救命士の資格を有する救急隊員の教育
- (3) 「救急救命士の資格を有する救急隊員に対して行う就業前教育の実施要綱について（平成6年4月1日付け消防救第42号）」に基づく救急救命士の資格を有する救急隊員の就業前教育
- (4) 「救急隊員の教育訓練の充実強化について（昭和60年4月8日付け消防救第32号）」、「救急隊員資格取得講習その他救急隊員の教育訓練の充実強化について（平成元年5月18日付け消防救第53号）」及び「救急業務の高度化の推進について（平成13年7月4日付け消防救第204号）」に基づく救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育

4. 整備基準

- (1) 救急救命士の実習を行う病院には、原則として、救急医療に精通している医師を複数有するものとする。（日本救急医学学会が認定する救急科専門医・認定医、日本麻酔科学会認定専門医（旧指導医）等）
- (2) 救急救命士の実習を行う病院は、院内の救急医療に精通している医師の中から1人をコーディネーター医として指定し、主に以下の業務を行うこと。
 - ア 病院実習を受けるに足りる知識・技能を有する救急救命士であることの確認
 - イ 入院患者等へのインフォームドコンセントの実施・確認について倫理委員会への報告
 - ウ 受入診療科における指導医の確保に関する調整（診療時間の調整等）
 - エ 指導医の指導内容の調整（重複や漏れのチェック）
 - オ 実習終了認定の調整（各診療科からの評価結果の総合評価）
 - カ 消防機関との受入時期等の調整
 - キ 地域メディカルコントロール協議会への出席 等
- (3) 救急救命士の実習を行う病院は、患者への同意を行う体制や安全確保に

都道府県（委託を含む。）において、AEDを普及するための関係者からなる協議会を設置し、AEDの設置場所の選定、AEDを普及するための指導者養成講習会の実施、地域住民を対象とした普及のための講習会等を実施するものとする。

第12 救急医療情報センター (広域災害・救急医療情報システム)

1. 目的

この事業は、都道府県が県全域を対象とした救急医療情報センター（広域災害・救急医療情報システム）を整備するとともに、都道府県センター間のコンピュータネットワークの運営、バックアップセンターの運営を行い、通常時は救急医療施設からの確に情報を収集し、医療施設、消防本部等へ必要な情報の提供を行い、円滑な連携体制の基に、救急患者の医療を確保し、また、災害時には医療機関の稼働状況、医師・看護師等要員の状況、電気等の生活必需基盤の確保、医薬品等の備蓄状況等、災害医療に係る総合的な情報収集及び提供を行うことを目的とする。

2. 補助対象

都道府県又は都道府県知事の委託を受けた法人が整備、運営する救急医療情報センター（広域災害・救急医療情報システム）を補助対象とする。

3. 運営方針

- (1) 通常時は、各都道府県の状況に応じた救急医療情報システムとする。すなわち、休日夜間急患センター、入院を要する（第二次）救急医療機関及び救命救急センター、その他救急医療に必要な体制に関する情報を収集し、医療施設及び消防本部等に必要な情報を提供するものとする。
- (2) 必要に応じ、隣接する都道府県と連携し、相互に情報提供を行うとともに、周産期医療情報システムとの相互連携を図るものとする。
- (3) 救急医療情報システムに参加する医療機関は、救急患者の搬送が円滑に行われるよう、救急患者受入可否等の救急医療情報の随時更新に努めるものとする。
なお、主として住民への情報提供に資するものについては、その必要に応じて更新するものとする。
- (4) 災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うため、全国の医療施設の状況を全国の医療施設、消防機関、保健所その他の行政機関等が把握可能な情報システムとする。
- (5) 災害時に交換する情報は、全国共通化するものとする。
- (6) 都道府県センターは、災害時において災害・救急医療情報を広域的に利用するために後方支援（以下「バックアップ」という。）機能を保持するバックアップセンターと結ぶものとする。また、災害時において都道府県センターが機能しなくなった場合においては、都道府県センターの役割をバックアップセンターが直接行えるようにするものとする。

ムの情報交換のための端末機器を置くものとする。

(4) 救急医療情報センター運営委員会

運営委員会の委員は、都道府県、市町村、保健所、二次医療圏協議会、消防機関、地区医師会、救命救急センター等に所属する者から構成するものとする。

6. 上記によりがたい場合は、あらかじめ厚生労働大臣に協議の上適当と認めたものとする。

第13 救急患者受入コーディネーター事業

1. 目的

この事業は、都道府県が地域の実情に精通した救急医等を「救急患者受入コーディネーター」（以下「コーディネーター」という。）として医療機関等に配置することにより、救急搬送困難事案の解消を図り、円滑な救急搬送受入体制を構築することを目的とする。

2. 補助対象

都道府県又は都道府県知事の委託を受けてコーディネーターを配置する救命救急センター又は周産期母子医療センター等を補助対象とする。

3. 運営方針

夜間・休日を中心に、救急隊が搬送先の選定に苦慮する場合において、消防機関等からの要請に応じてその搬送先医療機関の調整を迅速に行う。

また、医師がコーディネーターとなる場合は、必要に応じて救急隊に対し、適切な救急救命処置又は応急の手当を行うために指示・助言を行う。

4. 整備基準

(1) 体制・役割

コーディネーターは、原則として医師が務めることとする。ただし、医師の確保が困難な場合においては、医師以外の職員が務めることができるものとする。この場合、医師をオブザーバーとして選任する等により、搬送先医療機関の調整に時間と空間を要する場合等に医師が速やかにバックアップできる体制の確保を図ることとする。

本事業の目的が適切に果たすことができるよう、コーディネーターの役割、具体的な業務内容、消防機関との連携体制その他必要な事項について、都道府県が主体となって地域の実情等を踏まえながら明確にすること。また、定めた業務内容等については予め消防・医療機関等の関係機関に対して周知徹底すること。

(2) 支援体制の確保

コーディネーターは、日頃より同一県内の関係医療機関及び医師と意思疎通を図りやすい体制を築いておくよう努めることとする。

また、産科等一般の救急医療体制とは別の診療体制が必要な患者に対応

2. 補助対象

厚生労働大臣が適当と認める救急医療支援センターを補助対象とする。

3. 運営方針

- (1) 救急医療支援センターは、救急医療機関とITネットワークを活用する等により診断に必要な情報の提供を受け、地域の救急医療機関の診断・治療の支援を行うものとする。
- (2) 救急医療支援センターが支援を行うに当たっては、あらかじめ救急医療機関と契約を締結するものとし、事業の実施に当たっては診断等の実施に必要な費用を請求するものとする。

4. 整備基準

- (1) 救急医療支援センターは、休日・夜間において診断を行う専門医を確保するものとする。
- (2) 救急医療支援センターは、救急医療機関から送信される画像等の診断に必要な情報を受信するために必要な機器を有するものとする。

第16 救急医療トレーニングセンター運営事業

1. 目的

この事業は、救急医療に対する需要の増大や国民の要求水準の高まりといった近年の救急医療の要請に対応するため、救急医療に関する専門技術の研修等により、救急医療を担う人材の養成、確保を図ることを目的とする。

2. 補助対象

厚生労働大臣が適当と認める救急医療トレーニングセンターを補助対象とする。

3. 運営方針（研修内容）

救急医療トレーニングセンターは、後期臨床研修医等（以下「研修生」という。）に対し、予め策定された研修プログラムによりトレーニングを実施するものとする。なお、プログラムの策定に当たっては以下を参考にするものとする。

- (1) 研修プログラムは、救急医療の技術向上のための到達目標を設けること。
- (2) 研修内容の審査、評価を行うため、院内に評価委員会を設けること。研修修了に当たっては、評価委員会において、到達目標の達成の適否を審査すること。
- (3) 研修プログラムには、短期的な救急医療の特訓プログラムや、長期的な実践プログラムなど、研修生が希望により期間・内容を選べるよう豊富なコースを用意するものとし、必要に応じて以下のようないべくプログラムを盛り込むこと。
 - ・救急処置シミュレーター活用プログラム

医政発第0330011号
平成21年3月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

周産期医療対策事業等の実施について

標記については、別添「周産期医療対策事業等実施要綱」により行い、平成21年4月1日より適用することとしたので通知する。

なお、平成7年4月3日児発第379号厚生省児童家庭局長通知「母子医療施設整備事業の実施について」は廃止する。

また、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

別添

周産期医療対策事業等実施要綱

第1 周産期医療対策事業

1 目的

本事業は、診療体制の整備された分娩環境や未熟児に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する、総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの運営事業の実施主体は、都道府県又は都道府県の医療計画等に基づき、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者とする。

3 事業内容

(1) 周産期医療協議会の設置

ア 都道府県は、関係行政機関、医療関係団体等をもって構成する周産期医療協議会を設置するものとする。

イ 周産期医療協議会においては、次に掲げる事項に関し、地域の実情に応じて検討及び協議を行うものとする。

(ア) 地域の実情に応じた周産期医療体制（総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター及び搬送体制）の整備に関する事項

(イ) 周産期医療情報システムに関する事項

(ウ) 周産期医療関係者の研修に関する事項

(エ) 周産期医療体制整備についての調査に関する事項

(オ) その他周産期医療体制の整備に関し必要な事項

なお、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターの整備基準については、次の「4 周産期医療体制整備に係る基本方針」に規定する指針（以下「整備指針」という。）においてこれを定める。

(2) 周産期医療情報ネットワーク事業

ア 都道府県は、周産期医療の運営に必要な情報の収集を行い、地域周産期医療システムの効果的な推進を図る。また、総合周産期母子医療センター

等に、周産期医療情報センターを設置し、地域における周産期医療に関する病院、診療所及び助産所（以下「地域周産期医療関連施設」という。）等に対する情報提供、相談等を行うものとする。

イ 情報の収集

(ア) 収集する情報の種類

- a 診療科別医師の存否、勤務体制、手術及び処置の可否、重症例や産科以外の母体救急患者の受け入れ可否、搬送に同行する医師の存否（迎え搬送の可否）
- b 病床の空床状況
- c 産科医療、新生児医療に関する各種項目
- d その他整備指針に定めるセンターとして必要な情報

(イ) 情報収集の方法

- a コンピューター等による収集
- b 電話、FAX等による収集

(ウ) 地域周産期医療関連施設等からの問い合わせに対して医療技術並びに適切な受入施設の選定、確認及び回答等の情報提供、相談を行う。

(3) 周産期医療関係者研修事業

ア 都道府県は、地域周産期母子医療センター及び地域周産期医療関連施設等の医師、助産師、看護師及び准看護師等に対し、周産期医療に必要な専門的・基本的知識、技術を習得させるための研修を行うものとする。

イ 研修の内容は以下のとおりとする。

- (ア) 新生児蘇生処置、母体救急処置等、周産期医療に関する基本技術に関する事項
 - (イ) 最新の周産期医療技術
 - (ウ) その他整備指針に定める周産期医療に関する必要事項

(4) 周産期医療調査・研究事業

ア 都道府県は、周産期医療システムの確立のために必要な事項について調査研究を行うものとする。

イ 調査・研究事項は以下のとおりとする。

- (ア) 周産期搬送体制（ドクターカーの利用状況を含む。）の現状と地域の特徴を考慮した搬送方法の確立
 - (イ) 周産期情報ネットワークの効果的活用方法及び救急医療情報センターや消防機関との連携方法
 - (ウ) その他整備指針に定める周産期医療に関する必要事項

(5) N I C U入院児支援事業

ア 都道府県は、新生児集中治療室（以下「N I C U」という。）、N I C Uに併設された回復期治療室（以下「G C U」という。）等に長期入院し

ている児童について、その状態に応じた望ましい療養・療育環境への円滑な移行を図るため、N I C U入院児支援コーディネーター（以下「支援コーディネーター」という。）を配置する。

イ 支援コーディネーターの業務は以下のとおりとする。

(ア) 必須の業務

N I C U、G C U等の長期入院児の現状把握及び現在入院中の医療機関と望ましい移行先（他医療機関、福祉施設、在宅等）との連携・調整、在宅等への移行にあたり、家族に対する理解を促すとともに、医療的・福祉的環境の整備を行う。

(イ) 支援コーディネーターは、必要に応じ、移行後の緊急時に備えた救急医療機関・専門的医療機関との連携を行う。

(6) 搬送コーディネーター事業

ア 都道府県は、医療機関相互の連携を強化するため、受入妊婦・新生児の病状に応じた専門病院等の搬送先を調整・確保するため「搬送コーディネーター」を総合周産期母子医療センターや情報センター等に配置する。

イ 搬送コーディネーターの業務は以下のとおりとする。

(ア) 必須の業務

妊婦・新生児の病状に応じ、必要な診療機能を有する専門病院等の搬送先との連携・調整を行うこと。また、そのために必要な地域の周産期母子医療センター等の応需状況等に関する情報収集や更新を行うこと。

なお、都道府県内医療機関での受入が困難な妊婦・新生児の搬送については、予め関係都道府県間より定められた搬送ルールに基づき、搬送照会を行うこと。

(イ) 搬送コーディネーターは、日頃より同一都道府県内の関係医療機関及び医師と意思の疎通を図りやすい体制を築いておくように努めること。また、県境を越える搬送が多い地域においては、隣接県の関係医療機関との情報共有など連携体制の構築に努めること。

(7) 搬送受入促進事業

妊婦・新生児の受入を促進をするため、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターにおいて、開業医等の協力を得て、夜間、休日等に近隣の医師等が勤務し、妊婦・新生児の受入の促進を図る。

4 周産期医療体制整備に係る基本方針

都道府県における周産期医療体制の整備に当たっては、整備指針に基づき、周産期医療供給体制の現状、今後の周産期医療需要の推移等地域の実情を十分勘案しつつ、関係者の意見を十分踏まえた上で行うものとする。

第2 小児医療施設整備事業

1 目的

この事業は、小児疾患、新生児疾患の診断、治療を行う医療施設を整備し、地域における小児医療水準の向上に資することを目的とする。

2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県の医療計画等に基づき、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 整備基準

(1) 施設

小児医療施設として診療棟、小児専用病棟、N I C U等必要な部門を設けるものとする。

(2) 設備

ア 小児医療施設として必要な医療機器等を整えるものとする。

イ N I C Uを設置する場合には、同室について24時間診療体制を確保するとともに、必要な職員を配置するほか、次の設備を整えるものとする。

(ア) 新生児用呼吸循環監視装置

(イ) 新生児用人工換気装置

(ウ) 保育器

(エ) その他新生児集中治療に必要な設備

(3) 小児総合病院

ア 小児専用病棟の病床数は、おおむね100床以上とすること。

イ 小児科、小児外科又は外科のほか、小児の総合的な診療に必要な診療科を設置するとともに次の設備等を原則として備えるものとする。

(ア) プレイルーム、学習室及び家族の控え室の設置。

(イ) 病棟への保育士の配置。

ウ 上記のほか、病室について1人当たりの充分な面積を確保するなど児童の療養環境の整備に努めること。

第3 周産期医療施設整備事業

1 目的

この事業は、妊婦のうち特に危険度の高い者を対象として、出産前後の母体、胎児及び新生児の一環した管理を行う母体・胎児集中治療管理室（以下「M F

ICU」という。)を整備することにより、専門的な周産期医療体制の整備を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県の医療計画等に基づき、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者とする(ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)。

3 運営方針

- (1) 周産期医療施設は、産科医療施設等からの転送患者を受け入れるものとする。
- (2) 周産期医療施設は、原則としてNICUを併設するものとする。

4 整備基準

- (1) 周産期医療施設は、切迫早産、前期破水等母体疾患又は胎児疾患等により搬送された母体、胎児の集中治療を行うために必要な診療機能とともに、収容のための病床を有するものとする。
- (2) 周産期医療施設は、24時間診療体制を確保し、MFICUを運営するために必要な職員を配置するものとする。
- (3) 施設及び設備

ア 施 設

周産期医療施設として必要な周産期専用病棟(MFICUを含む。)を設けるものとする。

イ 設 備

- (ア) 周産期医療施設として必要な医療機器等を整えるものとする。
- (イ) MFICUには、次の設備を整えるものとする。
 - a 分娩監視装置
 - b 呼吸循環監視装置
 - c 超音波診断装置
 - d その他母体・胎児集中治療に必要な設備
- (ウ) 医師の管理のもとに母体又は新生児を搬送するために必要な患者監視装置、人工呼吸装置等の医療器械を搭載したドクターカーを、整備することができるものとする。

厚生労働省発医政第0327012号
平成21年3月27日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官

病院内保育所運営事業の実施について

標記については、平成17年4月1日厚生労働省発医政第0401037号本職通知の別紙「病院内保育所運営事業実施要綱」により実施されているところであるが、今般、同要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので通知する。

なお、この通知は平成21年4月1日から適用する。

新	旧
病院内保育所運営事業実施要綱	病院内保育所運営事業実施要綱
第1～2 (略)	第1 目的 この制度は、病院及び診療所に従事する職員のために保育施設を運営する事業について助成し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安靜の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育（以下「病児等保育」という。）を行うことを目的とする。
	第2 様式対象事業 補助対象事業は第4に掲げる法人等が第1に掲げる目的をもつて職員等の委託を受けて乳児又は幼児に対し必要な保護を行う事業（以下「病院内保育所運営事業」という。）とする。
	第3 様式対象施設 補助対象施設は第6に掲げる病院内保育施設の種別に該当し、かつ保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収している施設とする。 なお、標準的な保育料については、別に定めるものとする。
	第4 実施主体 病院内保育所運営事業の実施主体は国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、國家公務員共済組合及びその連合会、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、健康保険組合及びその連合会、社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財團済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）、一般社団法人又は一般財團法人等とする。 ただし、第9に掲げる施設整備事業については、日本赤十字社、社会福

社法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会を含むものとする。

第 5 ~ 8 (略)

第 5 実施主体の義務

実施主体は施設、設備及び運営について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を尊重するものとする。

第 6 病院内保育施設の種別

病院内保育施設の種別はA型及びB型とし、A型は児童4人以上で保育時間8時間以上及び保育士等職員2人以上有するものでB型に該当しないものとする。B型は児童10人以上で保育時間10時間以上及び保育士等職員4人以上を有するものとする。
ただし、児童1人以上4人未満で保育時間8時間以上及び保育士等職員2人以上有するものをA型特例とし、B型のうち児童30人以上で保育士等職員10人以上を有するものは、B型特例とする。

第 7 病児等保育

病児等保育の実施に係る基準については、別に定めるものとする。

第 8 緊急一時保育

緊急一時保育については、24時間保育を実施していない病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者が、夜間ににおいて緊急の勤務を必要とする場合に、医療機関が予め委託契約をしている保育サービス提供者において保育を行った場合とし、実施に係る基準については、別に定めるものとする。

第 9 施設整備事業

病院内保育所の新築・増改築及び改修（既存の病院内保育所の新築及び改修は除く。）事業とする。

第 10 (略)

第 10 国の補助
国は予算の範囲内で病院内保育所運営事業に要する経費について、別に定める基準により補助するものとする。

別 紙

病院内保育所運営事業実施要綱

第1 目 的

この制度は、病院及び診療所に従事する職員のために保育施設を運営する事業について助成し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育（以下「病児等保育」という。）を行うことを目的とする。

第2 補助対象事業

補助対象事業は第4に掲げる法人等が第1に掲げる目的をもって職員等の委託を受けて乳児又は幼児に対し必要な保護を行う事業（以下「病院内保育所運営事業」という。）とする。

第3 補助対象施設

補助対象施設は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者が運営をする病院内保育施設であって、第6に掲げる病院内保育施設の種別に該当し、かつ保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収している施設とする。

なお、標準的な保育料については、別に定めるものとする。

第4 実施主体

病院内保育所運営事業の実施主体は国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、国家公務員共済組合及びその連合会、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、健康保険組合及びその連合会、社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）、一般社団法人又は一般財団法人等とする。

ただし、第9に掲げる施設整備事業については、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会を含むものとする。

第5 実施主体の義務

実施主体は施設、設備及び運営について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を尊重するものとする。

第6 病院内保育施設の種別

病院内保育施設の種別はA型及びB型とし、A型は児童4人以上で保育時間8時間以上及び保育士等職員2人以上有するものでB型に該当しないものとする。B型は児童10人以上で保育時間10時間以上及び保育士等職員4人以上を有するものとする。

ただし、児童1人以上4人未満で保育時間8時間以上及び保育士等職員2人以上有するのものをA型特例とし、B型のうち児童30人以上で保育士等職員10人以上を有するものは、B型特例とする。

第7 病児等保育

病児等保育の実施に係る基準については、別に定めるものとする。

第8 緊急一時保育

緊急一時保育については、24時間保育を実施していない病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者が、夜間において緊急の勤務を必要とする場合に、医療機関が予め委託契約をしている保育サービス提供者において保育を行った場合とし、実施に係る基準については、別に定めるものとする。

第9 施設整備事業

病院内保育所の新築・増改築及び改修（既存の病院内保育所の改修は除く。）事業とする。

第10 国の補助

国は予算の範囲内で病院内保育所運営事業に要する経費について、別に定める基準により補助するものとする。

医政発第0330009号
平成21年3月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

院内感染対策事業の実施について

標記については、別添「院内感染対策事業実施要綱」により行い、平成21年4月1日より適用することとしたので通知する。

なお、平成5年6月15日健政発第387号厚生省健康政策局長通知「院内感染対策施設整備事業の実施について」、平成6年6月23日健政発第493号厚生省健康政策局長通知「院内感染対策設備整備事業の実施について」及び平成16年4月23日医政発第0423011号「院内感染地域支援ネットワーク相談事業について」については、廃止する。

また、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

院内感染対策事業実施要綱

第1 院内感染対策施設整備事業

1 目的

この事業は、M R S A(メチシリソ耐性黄色ブドウ球菌)などの耐性菌の増加に伴い、院内感染症に適切に対応するため、病室の個室化及び個室の空調設備の整備を促進することにより、患者のプライバシーを保護するとともに、院内感染の拡大防止を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者とする(ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。)。

3 事業内容

次の条件に該当する病院における院内感染者のための個室整備であること。

- (1) 厚生労働省が実施する院内感染対策講習会に医師又は看護師等を参加させるなど積極的な取り組みを行っていること。
- (2) 個室整備に必要な設備(専用のバス、トイレ等)を設けること。

第2 院内感染対策設備整備事業

1 目的

この事業は、病院に自動手指消毒器の整備を促進し、手指を媒介としたM R S A等による院内感染症の拡大防止を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者とする(ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)。

3 事業内容

次の条件に該当する病院における院内感染の拡大防止を目的とした自動手指消毒器の初度設備整備であること。

(1) 次に掲げるア～クのうち、いずれかに該当する病院であること。

ア 昭和52年7月6日付医発第692号医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」に基づく次の病院

(ア) 病院群輪番制に参加している病院

(イ) 共同利用型病院

(ウ) 救命救急センター又は救命救急センターを設置している病院

イ 昭和59年10月25日付健政発第263号健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づく共同利用施設

ウ 平成13年5月16日付医政発第529号医政局長通知「へき地保健医療対策事業等について」に基づくへき地医療拠点病院

エ 本通知に基づく院内感染対策施設整備事業実施病院

オ 平成5年12月15日付健政発第786号健康政策局長通知「医療施設近代化施設整備事業の実施について」に基づく医療施設近代化施設整備事業実施病院

カ 平成5年6月15日付健政発第385号健康政策局長通知「公的病院等特殊診療部門運営事業について」に基づく在宅医療施設

キ 平成21年3月30日付医政発第0330011号医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づく次の病院

(ア) 小児医療施設

(イ) 周産期医療施設

ク 平成21年3月30日付厚生労働省発医政第0330004号事務次官通知「医療提供体制施設整備交付金の交付について」に基づく次の病院

(ア) がん診療施設

(イ) 医学的リハビリテーション施設

(2) 厚生労働省の実施する院内感染対策講習会に医師又は看護師等を参加させるなど積極的な取り組みを行っていること。

第3 院内感染地域支援ネットワーク相談事業

1 目的

この事業は、院内感染を予防するため、地域（都道府県単位）において、院内感染に関する専門家による相談窓口を設置し、医療機関が院内感染予防等について日常的に相談できる体制を整備するとともに、地域における院内感染対策を支援することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は都道府県とする。ただし、都道府県は、地域医師会等に委託することができることとする。

3 事業内容

- (1) 地域の医療機関（特に独自の感染制御医師（ＩＣＤ）、感染管理看護師（ＩＣＮ）等を有しない中小病院、診療所等）からの院内感染予防等に関する相談について日常的に対応するものとする。
- (2) 地域の医療機関において発生した院内感染事例の収集、解析、評価を行い、地域における院内感染予防対策に役立てることとする。なお、事業実績の報告の際に評価結果等活動内容がわかる書類を添付すること。
- (3) 特定機能病院を含めた地域の医療機関における院内感染予防対策について、必要に応じて、院内感染に精通する外部の専門家に評価、助言を依頼するものとする。

医政発第0327037号
平成21年3月27日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

訪問看護推進事業の実施について

標記については、平成16年6月9日医政発第0609003号本職通知の別紙「訪問看護推進事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成21年4月1日から適用することとしたので通知する。

新	旧
訪問看護推進事業実施要綱	
1 訪問看護推進協議会 (1)、(2) (略) (3) 運営基準	1 訪問看護推進協議会 (1)、(2) (略) (3) 運営基準 ア 都道府県知事、特別区長及び市町村長は、市町村関係者、都道府県医師会の代表者及び都道府県看護協会の代表者等、訪問看護の推進方策等を協議するためには、必要なメンバーにより構成される協議会を設置するものとする。 イ (略)
2 訪問看護スチール事業 (1)、(2) (略)	(4) 事業の内容 協議会は、訪問看護の推進に向けた協議を行うとともに、以下の事業について実施の企画、進捗状況管理、評価等を行うものとする。 ア 訪問看護の実態等に関する調査、訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修、在宅ターミナルケアアドバイザー派遣、在宅ターミナルケア普及事業、在宅ターミナルケア地域連携会議、訪問看護管理者研修及び高度在宅看護技術実務研修の計画及び実施等に関すること。 イ、ウ (略)
3 訪問看護スチール事業 (1)、(2) (略)	(4) 事業の内容 協議会は、訪問看護の推進に向けた協議を行うとともに、以下の事業について実施の企画、進捗状況管理、評価等を行うものとする。 ア 訪問看護の実態等に関する調査、訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修、在宅ターミナルケアアドバイザー派遣、在宅ターミナルケア普及事業、在宅ターミナルケア地域連携会議、訪問看護管理者研修及び高度在宅看護技術実務研修の計画及び実施等に関すること。 イ、ウ (略)
4 訪問看護スチール事業 (1)、(2) (略)	(4) 事業の内容 協議会は、訪問看護の推進に向けた協議を行うとともに、以下の事業について実施の企画、進捗状況管理、評価等を行うものとする。 ア 訪問看護の実態等に関する調査、訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修、在宅ターミナルケアアドバイザー派遣、在宅ターミナルケア普及事業、在宅ターミナルケア地域連携会議、訪問看護管理者研修及び高度在宅看護技術実務研修の計画及び実施等に関すること。 イ、ウ (略)
- 1 -	

<p>(3) 事業の内容</p> <p>ア 訪問看護ステーションの看護師の研修</p> <p>(ア)、(イ) (略)</p> <p>(ウ) 研修の内容</p> <p>a <u>医療機関で行わされている最新かつ高度な医療処置・看護ケア研修及び実技研修（集合講習及び実技講習等）</u></p> <p>b (略)</p> <p>イ (略)</p>	<p>(1) 目的</p> <p>この事業は、訪問看護ステーション等の看護師に対する緩和ケアやがん性疼痛看護、家族支援を含む<u>看取りのケア</u>に関する知識と技術を有する看護師等による研修を実施し、<u>在宅ターミナルケア</u>の専門的な技術を習得させることにより、在宅での看取りの推進に寄与することを目的とするものである。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 事業の内容</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 研修の内容 薬物療法や精神的なケアを含む緩和ケア、在宅における家族支援を含めた<u>看取りのケア</u>についての講義・技術指導等</p>
<p>3 在宅ターミナルケア研修</p> <p>(1) 目的</p> <p>この事業は、訪問看護ステーション等の看護師に対する緩和ケアやがん性疼痛看護、家族支援を含む<u>看取りのケア</u>に関する知識と技術を有する看護師等による研修を実施し、<u>在宅ターミナルケア</u>の専門的な技術を習得させることにより、在宅での看取りの推進に寄与することを目的とするものである。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 事業の内容</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 研修の内容 薬物療法や精神的なケアを含む緩和ケア、在宅における家族支援を含めた<u>看取りのケア</u>についての講義・技術指導等</p>	<p>4 在宅ターミナルケアアドバイザー派遣事業</p> <p>(1) 目的</p> <p>この事業は、<u>在宅ターミナルケア</u>を実施又は実施しようとする訪問看護</p> <p>4 在宅ターミナルケアアドバイザー派遣事業</p> <p>(1) 目的</p> <p>この事業は、<u>在宅ターミナルケア</u>を実施しようとする訪問看護</p>

護ステーション等に対して、緩和ケアやがん性疼痛看護の知識と技術を有する看護師等をアドバイザーとして派遣し、現状にあった在宅タルミナルケア等についての助言を行うことにより、在宅での看取りの推進を図ることを目的とする。

(2) (略)

(3) 事業の内容

ア (略)

イ 在宅タルミナルを実施又は実施しようとする訪問看護ステーション等をアドバイザーの派遣対象施設とする。

(削除)

(2) (略)

(3) 事業の内容

ア (略)

イ 在宅ホスピスケアを実施又は実施しようとする訪問看護ステーション等をアドバイザーの派遣対象施設とする。

5 訪問看護推進支援モデル事業

(1) 目的

ALS患者等人工呼吸器を装着している訪問看護ステーション利用者への24時間のフォローを実施し、家族の介護のみに依存することなく、施設内の医療と同等レベルで患者の個別のニーズにあつた訪問看護サービスが提供できるような体制整備をモデル的に実施することにより、24時間の在宅医療体制のあり方等について検証することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、協議会を設置している都道府県、特別区及び市町村とする。

また、事業の目的達成のために必要があるときは、都道府県、特別区及び市町村は事業を関係団体に委託することができる。

(3) 運営方針

ア 原則としてALS患者等人工呼吸器を装着している患者等に対し、24時間体制で訪問看護を実施するものとする。

1 訪問看護ステーションには、24時間体制を確保するためには必要な
看護師を配置する。

ウ 緊急時の連絡・対応体制を確保するため、医療機関との連携が緊密
であること。

(4) 補助対象

ア 複数のALS患者等人工呼吸器を装着している患者等に対し1日あたり複数回又は長時間の訪問看護を実施若しくは実施することができる
であると認められる訪問看護ステーションであること。
イ 複数の訪問看護ステーションが連携・協力して行う事業も可能であ
ること。
ウ 協議会の求めに応じ、この事業の実施状況等について報告するこ
と。

エ この事業に参加する訪問看護ステーションは、この事業の対象となる
訪問看護において、健康保険法上の指定訪問看護及び老人保健法上
の指定老人訪問看護に伴い実費負担として支払いを受けることができ
る交通費以外の料金を徴収してはならない。

(5) 報告書

別に定める様式により、事業終了後は実施状況等について厚生労働大臣に報告すること。

5 在宅ターミナルケア等普及事業

(1) 目的

在宅ターミナルケア及び在宅ターミナルケア(以下「在宅ホスピスケア等」という。)及び訪問看護の役割を地域に浸透させるため、ケアの利用者と訪問看護ステーション等の提供者が共同して、在宅ターミナルケア等に関するフォーラム・講演会等の開催や、パンフレット等を発行し、その普及啓発を図ることを目的とする。

6 在宅ホスピスケア等普及事業

(1) 目的

在宅ホスピスケア及び在宅ターミナルケア(以下「在宅ホスピスケア等」という。)及び訪問看護の役割を地域に浸透させるため、ケアの利用者と訪問看護ステーション等の提供者が共同して、在宅ホスピスケア等に関するフォーラム・講演会等の開催や、パンフレット等を発行し、その普及啓発を図ることを目的とする。

(2) (略)

(3) 事業の内容

ア フォーラム等

在宅ターミナルケア等の利用者及び訪問看護ステーション等の提供者が共同し、地域の住民に在宅ターミナルケアについての認識を深められるよう、在宅ターミナルケア等に関するフォーラム、講演会等を開催する。

イ パンフレット発行等

地域住民が在宅ホスピスケア等についての理解を深め、普及啓発を図るため、地域における在宅ターミナルケア等の現状についての情報や、在宅ホスピスケア等の利用者の家族の体験談等を掲載したパンフレットの発行等を定期的に行う。

6 在宅ターミナルケア等地域連携会議

(1) 目的

地域において、在宅ターミナルケア等の専門的な知識を有する医師、看護師等の指導の下に会議を開催し、医療機関、訪問看護ステーション、薬局等在宅ターミナルケア等の推進に関わる関係機関の連携を図り、疼痛管理プロトコールの作成を行う等、在宅ターミナルケア等の普及を推進する。あわせて、その連携強化を図るとともにそれらの実施状況について他の地域に情報提供する。

(2) (略)

(3) 事業の内容

ア 地域において医療機関、訪問看護ステーション、薬局等在宅ターミナルケア等に関わる関係機関が連携を図るための会議の開催。
イ～エ (略)

(2) (略)

(3) 事業の内容

ア フォーラム等

在宅ホスピスケア等の利用者及び訪問看護ステーション等の提供者が共同し、地域の住民に在宅ホスピスケアについての認識を深められるよう、在宅ホスピスケア等に関するフォーラム、講演会等を開催する。

イ パンフレット発行等

地域住民が在宅ホスピスケア等についての理解を深め、普及啓発を図るため、地域における在宅ホスピスケア等の現状についての情報や、在宅ホスピスケア等の利用者の家族の体験談等を掲載したパンフレットの発行等を定期的に行う。

7 在宅ホスピスケア等地域連携会議

(1) 目的

地域において、在宅ホスピスケア等の専門的な知識を有する医師、看護師等の指導の下に会議を開催し、医療機関、訪問看護ステーション、薬局等在宅ホスピスケア等の推進に関わる関係機関の連携を図り、疼痛管理プロトコールの作成を行う等、在宅ホスピスケア等の普及を推進する。あわせて、その連携強化を図るとともにそれらの実施状況について他の地域に情報提供する。

(2) (略)

(3) 事業の内容

ア 地域において医療機関、訪問看護ステーション、薬局等在宅ホスピスケア等に関わる関係機関が連携を図るための会議の開催。
イ～エ (略)

7 訪問看護管理者研修事業

(新規)

(1) 目的

この事業は、訪問看護ステーションの管理者及び管理者に準ずる者等に対し、情報管理、安全管理、スタッフの能力開発等管理者としての能力を高める研修を行い、訪問看護ステーションの看護の質の向上を図り、訪問看護の推進に寄与することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区及び市町村とする。
また、事業の目的達成のために必要があるときは、都道府県、特別区及び市町村は事業を関係団体に委託することができる。

(3) 事業の内容

ア 受講対象者は、訪問看護ステーション等の管理者及び管理者に準ずる者等とする。
イ 研修内容については、訪問看護事業における情報管理、安全管理、人材管理、能力開発等の訪問看護事業所の質の向上のための知識・技能の研修を行うものとする。
ウ 研修については、多数の管理者等が受講できるよう期間を分けた開催や複数回の開催など、受講者への配慮を行うことが望ましい。

8 高度在宅看護技術実務研修事業

(新規)

(1) 目的

この事業は、訪問看護に関心を持ち医療依存度の高い療養者の看護に携わることを希望する潜在看護師や新人看護師等に対し、訪問看護事業所において訪問看護に熟練した看護師とともに、在宅療養者を訪問し、技術の習得を図ることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区及び市町村とする。

また、事業の目的達成のために必要があるときは、都道府県、特別区及び市町村は事業を関係団体に委託することができる。

(3) 事業の内容

- ア 受講対象者は、看護師とする。
イ 研修内容については、熟練訪問看護師とともに医療依存度の高い在宅療養者（小児を含む。）を訪問し、在宅特有の高度の在宅看護技術について研修を行うものとする。

別 紙

訪問看護推進事業実施要綱

1 訪問看護推進協議会

(1) 目的

この事業は、都道府県、特別区及び市町村単位で「訪問看護推進協議会」（以下「協議会」）を設置し、訪問看護の推進方法等に関する課題を協議するとともに、訪問看護に関する実態調査及び各年度における訪問看護推進事業の企画・調整等を行い、訪問看護の推進に寄与することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区及び市町村とする。

また、事業の目的達成のために必要があるときは都道府県、特別区及び市町村は事業を関係団体に委託することができる。

(3) 運営基準

- ア 都道府県知事、特別区長及び市町村長は、市町村関係者、都道府県医師会の代表者、都道府県看護協会の代表者及び都道府県訪問看護ステーション連絡協議会等、訪問看護の推進方法等を協議するために必要なメンバーにより構成される協議会を設置するものとする。
- イ 協議会に事務局（訪問看護推進室）を設ける。協議会の庶務は事務局において処理する。なお事務局には、各個別事業の助言・調整等を行う訪問看護に精通した看護師等を担当者として配置することが望ましい。（委託する場合については、同様の形態とする。）

(4) 事業の内容

協議会は、訪問看護の推進に向けた協議を行うとともに、以下の事業について実施の企画、進捗状況管理、評価等を行うものとする。

- ア 訪問看護の実態等に関する調査、訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修、在宅ターミナルケア研修、在宅ターミナルケアアドバイザー派遣、在宅ターミナルケア普及事業、在宅ターミナルケア地域連携会議、訪問看護管理者研修及び高度在宅看護技術実務研修の計画及び実施等に関すること。
- イ 訪問看護ステーション等に関する総合的相談及び問い合わせに関すること。
- ウ 訪問看護ステーションと医療機関等との連携を図るための調整に関すること。

2 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修

(1) 目的

この事業は、訪問看護ステーションと医療機関等の看護師の相互交流による研修を行い、相互の看護の現状・課題や専門性等を理解し、在宅患者に対する最新の看護技術・知識を習得するとともに、入院患者が適切に在宅へ移行するための連携方法について合同研修を行うことにより、訪問看護の推進に寄与することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は都道府県知事、特別区及び市町村とする。

また、事業の目的達成のために必要があるときは、都道府県、特別区及び市町村は事業を関係団体に委託することができる。

(3) 事業の内容

ア 訪問看護ステーションの看護師の研修

(ア) 実施期間 1回当たり5日（30時間）程度

(イ) 定員 1回当たり原則3人以上

(ウ) 研修の内容

a 医療機関で行われている最新かつ高度な医療処置・看護ケア研修及び実技研修（集合講習、実技講習等）

b 地域連携研修（合同研修）

イ 医療機関等の看護師の研修

(ア) 実施期間 1回当たり原則3日程度

(イ) 定員 1回当たり原則3人以上

(ウ) 研修の内容

a 現地研修（集合講習、現場同行）

b 地域連携研修（合同研修）

3 在宅ターミナルケア研修

(1) 目的

この事業は、訪問看護ステーション等の看護師に対する緩和ケアやがん性疼痛看護、家族支援を含む看取りのケアに関する知識と技術を有する看護師等による研修を実施し、在宅ターミナルケアの専門的な技術を習得させることにより、在宅での看取りの推進に寄与することを目的とするものである。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区及び市町村とする。

また、事業の目的達成のために必要があるときは都道府県、特別区及び市町村は事業を関係団体に委託することができる。

(3) 事業の内容

- ア 実施期間 原則3日程度
- イ 定員 原則10人程度
- ウ 研修の内容 薬物療法や精神的なケアを含む緩和ケア、在宅における家族支援を含めた看取りのケアについての講義・技術指導等

4 在宅ターミナルケアアドバイザー派遣事業

(1) 目的

この事業は、在宅ターミナルケアを実施又は実施しようとする訪問看護ステーション等に対して、緩和ケアやがん性疼痛看護の知識と技術を有する看護師等をアドバイザーとして派遣し、現状にあった在宅ターミナルケア等についての助言を行うことにより、在宅での看取りの推進を図ることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区及び市町村とする。

また、事業の目的達成のために必要があるときは都道府県、特別区及び市町村は事業を関係団体に委託することができる。

(3) 事業の内容

- ア 緩和ケアやがん性疼痛看護の知識と技術を有する看護師等を、アドバイザーとして招聘し派遣する。
- イ 在宅ターミナルを実施又は実施しようとする訪問看護ステーション等をアドバイザーの派遣対象施設とする。

5 在宅ターミナルケア等普及事業

(1) 目的

在宅ターミナルケア及び訪問看護の役割を地域に浸透させるため、ケアの利用者と訪問看護ステーション等の提供者が共同して、在宅ターミナルケア等に関するフォーラム・講演会等の開催や、パンフレット等を発行し、その普及啓発を図ることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区及び市町村とする。

また、事業の目的達成のために必要があるときは都道府県、特別区及び市町村は事業を関係団体に委託することができる。

(3) 事業の内容

ア フォーラム等

在宅ターミナルケア等の利用者及び訪問看護ステーション等の提供者が共同し、地域の住民に在宅ターミナルケアについての認識を深められるよう、在宅ターミナルケア等に関するフォーラム、講演会等を開催する。

イ パンフレット発行等

地域住民が在宅ターミナルケア等についての理解を深め、普及啓発を図るため、地域における在宅ターミナルケア等の現状についての情報や、在宅ターミナルケア等の利用者の家族の体験談等を掲載したパンフレットの発行等を定期的に行う。

6 在宅ターミナルケア等地域連携会議

(1) 目的

地域において、在宅ターミナルケア等の専門的な知識を有する医師、看護師等の指導の下に会議を開催し、医療機関、訪問看護ステーション、薬局等在宅ターミナルケア等の推進に関わる関係機関の連携を図り、疼痛管理プロトコールの作成を行う等、在宅ターミナルケア等の普及を推進する。あわせて、その連携強化を図るとともにそれらの実施状況について他の地域に情報提供する。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区及び市町村とする。

また、事業の目的達成のために必要があるときは都道府県、特別区及び市町村は事業を関係団体に委託することができる。

(3) 事業の内容

ア 地域において医療機関、訪問看護ステーション、薬局等在宅ターミナルケア等に関わる関係機関が連携を図るための会議の開催。

イ 既に連携の取れている場合には疼痛管理プロトコール等により、個別具体的なプロトコール作成等を行う会議の開催。

ウ 作成されたプロトコールに基づく訪問看護の実施。

エ これらの実施状況について報告書を作成し、他の地域、厚生労働省等に対し情報提供を行う。

7 訪問看護管理者研修事業

(1) 目的

この事業は、訪問看護ステーションの管理者及び管理者に準ずる者等に対し、情報管理、安全管理、スタッフの能力開発等管理者としての能力を高める研修を行い、訪問看護ステーションの看護の質の向上を図り、訪問看護の推進に寄与することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区及び市町村とする。

また、事業の目的達成のために必要があるときは、都道府県、特別区及び市町村は事業を関係団体に委託することができる。

(3) 事業の内容

- ア 受講対象者は、訪問看護ステーション等の管理者及び管理者に準ずる者等とする。
- イ 研修内容については、訪問看護事業における情報管理、安全管理、人材管理、能力開発等の訪問看護事業所の質の向上のための知識・技能の研修を行うものとする。
- ウ 研修については、多数の管理者等が受講できるよう期間を分けた開催や複数回の開催など、受講者への配慮を行うことが望ましい。

8 高度在宅看護技術実務研修事業

(1) 目的

この事業は、訪問看護に関心を持ち医療依存度の高い療養者の看護に携わることを希望する潜在看護師や新人看護師等に対し、訪問看護事業所において訪問看護に熟練した看護師とともに、在宅療養者を訪問し、技術の習得を図ることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区及び市町村とする。

また、事業の目的達成のために必要があるときは、都道府県、特別区及び市町村は事業を関係団体に委託することができる。

(3) 事業の内容

- ア 受講対象者は、看護師とする。
- イ 研修内容については、熟練訪問看護師とともに医療依存度の高い在宅療養者（小児を含む。）を訪問し、在宅特有の高度の在宅看護技術について研修を行うものとする。

医政発第0330007号
平成21年3月30日

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長

災害医療対策事業等の実施について

標記については、別添「災害医療対策事業等実施要綱」により行い、平成21年4月1日より適用することとしたので通知する。

なお、下記の通知については廃止する。

また、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

記

- 1 平成8年5月10日健政発第435号厚生省健康政策局長通知「災害拠点病院整備事業の実施について」
- 2 平成12年11月22日健政発第1325号厚生省健康政策局長通知「医療施設耐震工事等施設整備事業の実施について」
- 3 平成18年6月15日医政発第0615002号厚生労働省医政局長通知「N B C 災害・テロ対策設備整備事業の実施について」
- 4 平成18年9月19日医政発第0919004号厚生労働省医政局長通知「医療施設耐震化促進事業の実施について」
- 5 平成18年10月12日医政発第1012003号厚生労働省医政局長通知「医療施設耐震整備事業の実施について」
- 6 平成20年4月9日医政発第0409010号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業の実施について」

災害医療対策事業等実施要綱

第1 災害拠点病院整備事業

1 目的

この事業は、次の災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な救急体制を確保する災害拠点病院（基幹災害医療センター及び地域災害医療センターをいう。以下同じ。）を整備することにより、災害時の医療を確保することを目的とする。

- (1) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
- (2) 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- (3) 自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- (4) 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能

2 事業の実施主体

都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点病院で厚生労働大臣が適当と認めるものの開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 設置方針

- (1) 基幹災害医療センター
原則として各都道府県に一か所設置するものとする。
- (2) 地域災害医療センター
原則として二次医療圏に一か所設置するものとする。

4 事業内容

- (1) 災害拠点病院として、必要な施設を整備するものとする。
 - ア 病棟（病室・集中治療室等）、救急診療に必要な診療棟（診察室、検査室、エックス線室、手術室、人工透析室等）、災害時における患者の多数発生時に対応可能な居室等及び簡易ベッド等の備蓄倉庫
 - イ 診療に必要な施設は耐震構造であること。
 - ウ 電気等の生活必需基盤の維持機能
 - エ 基幹災害医療センターにおいては、災害医療の研修に必要な研修室
 - オ 原則として、病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。
やむなく病院敷地内に離発着場の確保が困難な場合は、病院近接地に非常時にも使用可能な離発着場を確保すること。

- (2) 災害拠点病院として、必要な診療設備等を整備するものとする。
- ア 広域災害・救急医療情報システムの端末
 - イ 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備
 - ウ 患者の多数発生時用の簡易ベッド
 - エ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等備

第2 地震防災対策医療施設耐震整備事業

1 目的

この事業は、医療施設の耐震化又は補強等を行うことにより、地震防災対策又は土砂災害の防止のための対策の強化・推進を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

(1) 医療施設耐震化施設整備事業

平成7年に施行された地震防災特別措置法第2条に基づいて、都道府県知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

(2) 医療施設土砂災害防止施設整備事業

平成10年度に建設省より実施された「災害弱者関連施設に係る土砂災害緊急点検調査」（平成10年9月3日建設省河砂発第44号、建設省河傾発第62号通知）において調査対象となった、土石流危険区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所又は土砂災害注意区域若しくは危険地域等の範囲を外れる場合でも土砂災害の影響が及ぶ可能性があると認められる地域に所在する医療施設の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 事業内容

(1) 医療施設耐震化施設整備事業

補助対象医療施設に対して行う地震防災上緊急に整備すべき耐震化整備とする。

(2) 医療施設土砂災害防止施設整備事業

補助対象医療施設に対して行う下記に掲げる整備とする。

- ア 外壁の補強
- イ 防護壁の設置
- ウ その他土砂による災害の防止に必要な施設整備

第3 医療施設耐震整備事業

1. 目的

この事業は、医療施設の耐震化又は補強等を行うことにより、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、救命救急センター、病院群輸番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院、及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関であると厚生労働大臣が認めるものの開設者とする（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。

なお、災害時における医療の提供に必要な医療機関とは、原則として第二次救急医療施設として必要な診療機能を有するものとする。

3. 事業内容

補助対象医療施設に対して行う地震防災上緊急に整備すべき耐震化整備とする。

第4 N B C 災害・テロ対策設備整備事業

1. 目的

この事業は、N B C（核・生物剤・化学剤）災害及びテロの発生時において、医療機関による円滑な医療活動が実施できるよう、災害・救急医療提供体制の整備を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

都道府県の医療計画等に基づき、都道府県若しくは都道府県知事の要請を受けた救命救急センター、災害拠点病院であって厚生労働大臣が適当と認めるものの開設者とする。

3. 事業内容

N B C 災害の被害者の診断等に必要な次の機器を救命救急センター、災害拠点病院に整備する。

- (1) 表面汚染測定器、線量率測定器及び線量測定器
- (2) 化学防護服、防毒マスク等の防護用品
- (3) 簡易毒劇物検査キット
- (4) 除染設備
- (5) 化学物質中毒解析機器
- (6) 携帯型生物剤検知装置又は携帯型生物剤捕集器

第5 医療施設耐震化促進事業

1 目的

この事業は、各医療機関における耐震診断に要する経費を補助することにより、耐震診断の実施を促進し、設置者に対する医療施設の耐震化への意識を高めることにより、安全性の向上と震災時における医療体制の確保を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

耐震化整備が未実施な救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院、及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関であると厚生労働大臣が認めるものの開設者とする（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。

なお、災害時における医療の提供に必要な医療機関とは、原則として第二次救急医療施設として必要な診療機能を有するものとする。

3 事業内容

(1) ア 「建築物の耐震改修の促進に関する法律第三条の規定に基づく特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針」（平成7年12月25日建設省告示第2089号）

イ 財団法人日本建築防災協会刊行の「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」のいずれかに基づき耐震診断を行うものとする。

(2) コンクリート強度調査を実施するものとする。

4 報告義務等

耐震強度不足と診断された医療機関については、診断結果報告書を受けてから6ヶ月以内に各都道府県を経由のうえ、医政局指導課長宛に中長期的な改善計画書を提出すること。（任意様式）

第6 災害医療調査ヘリコプター運営事業

1 目的

地震等大規模災害発生時に、災害医療の専門家が、速やかにヘリコプターにより被災地に出動し、被災地の医療に係る被害状況を把握し、被災都道府県や消防機関等の関係機関と連携し、情報の共有を図ることにより、迅速かつ適切な医療の確保を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

独立行政法人国立病院機構災害医療センター（以下「災害医療センター」という。）とする。

3 事業内容

- (1) 本事業は、原則として、以下の場合に実施するものとする。
 - ア 東京23区内で、震度5強以上の地震が発生した場合、又はそれ以外の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合
 - イ 大津波（高さ3メートル以上）が発生した場合
 - ウ 東京搜索救難区で、客席数50以上の航空機（外国籍を含む。）の墜落事故が発生した場合
 - エ 厚生労働省の要請又は被災地の被害状況等から本事業を実施する必要があると災害医療センターが判断した場合
- (2) 出動範囲は、原則として全国とし、災害医療センターから直接ヘリコプターにより被災地に出動することが困難な場合は、必要に応じ被災地の最寄りの運航会社の離発着場まで空路、鉄路等を使用して移動した上でヘリコプターを使用するものとする。
- (3) 本事業に使用するヘリコプターについては、被災地の状況により、必要に応じ、患者、災害派遣医療チーム（以下「DMA T」という。）等の搬送にも使用できるものとする。
- (4) ヘリコプターの出動及び搬送については、災害医療センターの判断により行われるものとする。
- (5) 被災地においては、被災都道府県等の災害対策本部との連携の下、医療に係る被害状況の把握、被災都道府県への医療提供体制の確保やDMA T派遣要請に係る助言、派遣されたDMA Tの指揮、消防等関係機関との調整等を行うものとする。
- (6) 本事業の実施に際し、災害医療センターは隨時、厚生労働省へ情報を提供しなければならない。
- (7) 本事業においては、必要に応じてヘリコプターを使用して実地訓練を行うものとする。
- (8) 本事業の実施に当たっては、あらかじめ運航会社とヘリコプターの優先的提供等に関する協定を締結するものとする。

第7 防災訓練等参加支援事業

1 目的

この事業は、毎年「防災の日」（9月1日）に大規模地震を想定して実施される広域医療搬送実戦訓練や武力攻撃事態等の突然発生する事態に際して的確かつ迅速に

国民保護のための措置を実施するために行われる訓練など国又は国と地方公共団体との合同で実施される防災訓練等へのDMA Tの参加を促進することを目的とする。

2 事業の実施主体

都道府県からDMA T指定医療機関として指定を受けた病院の開設者とする。

3 事業内容

- (1) 国又は国と地方公共団体との合同で実施される防災訓練等へDMA Tが参加するものとする。
- (2) 訓練等への参加に当たっては、厚生労働省から協力依頼を受けるものとする。

第8 DMA T活動支援事業

1 目的

この事業は、災害発生時に被災都道府県等から派遣要請を受けたDMA Tが、被災地における、災害現場での医療、病院支援、患者搬送等の災害急性期での医療の確保のための活動を有機的かつ効果的に実施支援することを目的とする。

2 事業の実施主体

都道府県からDMA T指定医療機関として指定を受けた病院の開設者及び被災都道府県等から要請を受けた都道府県とする。

3 事業内容

- (1) DMA Tの派遣は、被災都道府県からの要請に基づくことを原則とする。
- (2) 厚生労働省は、必要に応じて被災都道府県に代わってDMA Tの派遣要請ができる。
- (3) 本事業に要する費用については、被災地に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、同法第33条による支弁を優先するものとする。

歯科保健医療対策事業実施要綱

医政発第 0404001 号

平成 15 年 4 月 4 日

一部改正

医政発第 0523009 号

平成 18 年 5 月 23 日

医政発第 0414005 号

平成 20 年 4 月 14 日

医政発第 0206001 号

平成 21 年 2 月 6 日

目 次

I 8020運動推進特別事業	1
II 歯科衛生士養成所施設整備事業	2
III 歯科衛生士養成所初度設備整備事業	2
IV 歯科医療安全管理体制推進特別事業	3
V 在宅歯科診療設備整備事業	4

I 8020運動推進特別事業

1 目的

この事業は、8020運動の積極的な普及啓発及び具体的な施策を推進させる観点から、都道府県が都道府県歯科医師会等と協力し、創意工夫をもって地域における8020運動に対する普及啓発を行うとともに、歯科保健事業の円滑な推進体制の整備を行うことを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、都道府県は地域歯科医師会等に委託することができるものとする。

3 事業内容

この事業の内容は、都道府県が行う（1）から（2）の事業とする。

（1）この事業の円滑な推進を図るため、8020運動推進運営委員会を設置すること。

なお、委員には歯科医師会、保健所などに所属する歯科保健医療を担う者等から構成するものとする。

（2）地域の実情に応じて、次に掲げる事業の中から1以上の歯科保健事業を計画的に行うものとする。

ア 地域の歯科保健医療における課題の把握及び対策の評価等に関する事業

イ 効果的・効率的な地域歯科保健情報の収集及び提供に資する事業

ウ 生涯を通じた歯科保健医療対策の推進に資する事業

エ 効果的な歯科保健知識・行動の普及定着に資する事業

オ その他8020達成に資するため、8020運動推進運営委員会が創意工夫をもって新たに実施する歯科保健医療事業

4 補助条件

他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。

II 歯科衛生士養成所施設整備事業

1 目的

この事業は、歯科衛生士の資質の向上を図る観点から、歯科衛生士養成所の修業年限を延長し、教育内容の充実を図ることにより、良質の歯科保健医療を提供できる歯科衛生士を確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、民法法人、医療法人

3 事業内容

この事業の内容は、歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）に基づき指定を受けることができる歯科衛生士の学校又は養成所の教育環境の改善を図るための新設及び修業年限の延長に係る施設整備事業とする。

III 歯科衛生士養成所初度設備整備事業

1 目的

この事業は、歯科衛生士の資質の向上を図る観点から、歯科衛生士養成所の修業年限を延長し、教育内容の充実を図ることにより、良質の歯科保健医療を提供できる歯科衛生士を確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、民法法人、医療法人

3 事業内容

この事業の内容は、歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）に基づき指定を受けることができる歯科衛生士の学校又は養成所の教育環境の改善を図るための新設及び修業年限の延長に係る初度設備整備事業とする。

IV 歯科医療安全管理体制推進特別事業

1 目的

第5次医療法改正により、平成19年4月より全ての医療機関において、医療安全に関する管理体制の整備が義務付けられたところである。

この事業は、歯科医業を行う医療機関等において、医療の安全の確保をより効率的に推進するため、都道府県が地域歯科医師会等と連携し、各地域の実情に応じた歯科医療安全管理体制を推進することにより、安全で安心な質の高い歯科医療提供体制を整備することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、都道府県は地域歯科医師会等に委託することができるものとする。

3 事業内容

この事業内容は、都道府県が各地域の実情に応じて、次に掲げる歯科医療安全管理体制の推進に係る事項について、地方自治体、歯科医師会、歯科衛生士会等に所属する医療関係者等から構成される検討会に基づき、計画的に事業を実施するものとする。

- ア 歯科医療安全に関する患者への情報提供及び相談に応じる体制の推進に資する事項
- イ 緊急時に院内において初期対応できる技術の習得に関する事項
- ウ 地域医療における医科一歯科連携等の推進に資する事項
- エ 歯科医療機器の感染防止対策、保守管理等に関する事項
- オ 歯科医療における医薬品、材料等の取扱いに関する事項
- カ 歯科診療における環境整備、水質管理、医療廃棄物等に関する事項
- キ 地域における課題の把握・評価等に基づく、効果的な歯科医療安全管理の普及定着に資する事項
- ク その他歯科医療安全管理体制の推進に資する事項

V 在宅歯科診療設備整備事業

1 目的

主に高齢期・寝たきり者等に対する在宅歯科診療の普及向上に資するため、在宅歯科診療を実施する医療機関に対し、在宅歯科医療機器等の設備を整備することにより、安全で安心な質の高い歯科医療提供体制の充実を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院若しくは診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者とする。

3 事業内容

この事業内容は、歯科関係者講習会実施要綱（平成20年4月3日医政発第0403017号）により実施される「歯の健康力推進歯科医師等養成講習会」（以下、「講習会」という。）を修了した歯科医師（歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項の規定による臨床研修を受けている歯科医師（以下、「研修歯科医」という。）を除く。）が、在宅歯科診療を実施するために必要となる医療機器等に係る初度設備整備事業とする。

4 補助条件

事業の実施主体においては、講習会を修了した歯科医師（研修歯科医を除く。）が常に勤務していること。

5 共同利用

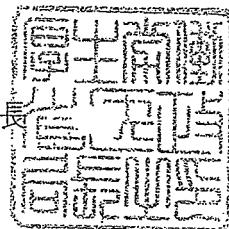
この事業で整備した医療機器等は、講習会を修了した歯科医師において共同利用することができる。

医政発第0327039号

平成21年3月27日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



地域医療対策事業の実施について

標記については、別添「地域医療対策事業実施要綱」により行い、平成21年4月1日より適用することとしたので通知する。

また、貴管内の市町村及び関係団体等に対しては、貴職からこの旨周知されたい。

なお、本通知の施行に伴い「医療連携体制推進事業の実施について」（平成18年9月5日医政発第0905005号本職通知）、「地域医療確保支援モデル事業の実施について」（平成19年5月7日医政発第0507002号本職通知）、「医師確保等推進事業の実施について」（平成19年5月7日医政発第0507003号本職通知）、「医師派遣型研修システム創設支援事業（マグネットホスピタル研修）の実施について」（平成19年6月29日医政発第0629005号本職通知）、「医師派遣病院診療体制強化事業の実施について」（平成20年5月7日医政発第0507017号本職通知）及び「医師派遣緊急促進事業の実施について」（平成20年10月16日医政発第1016006号本職通知）については、廃止する。

(別添)

地域医療対策事業実施要綱

第1 医療連携体制推進事業	P 1
第2 地域医療確保支援モデル事業	P 2
第3 医師派遣等推進事業	P 3
第4 患者・家族対話推進事業	P 4

第1 医療連携体制推進事業

1. 目的

本事業は、主要な事業（がん対策、脳卒中対策、急性心筋梗塞対策、糖尿病対策、救急医療対策、災害医療対策、へき地医療対策、周産期医療対策、小児救急医療を含む小児医療対策など）ごとの医療連携提供体制を構築することを目的とする。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、都道府県は、地域医師会等に委託することができるこことする。

3. 実施地域

本事業の実施地域については、従来の二次医療圏にしばられるものではなく、1で掲げている主要な事業ごとに完結する地域とする。

4. 事業内容

都道府県は、主要な事業ごとの医療連携体制を構築するために必要な下記の事業を行うものとする。

(1) 各医療機関の医療機能を適切に情報提供するための事業

急性期から回復期、在宅医療に至るまでの適切な医療サービスが切れ目なく提供するための事業

ア 主要な事業ごとの具体的な治療連携計画による機能分担
イ かかりつけ医相談窓口の設置

ウ 医療連携窓口の設置

エ 住民向けの受診のあり方等に関する啓発、IT（ホームページ、携帯電話等）等の活用による情報提供

オ IT（電子メール、ホームページ、電子カルテ）等の活用による診療連携

カ 医療機関診療機能データベースの作成、医療機能や医療提供体制の分析・評価

キ 乳幼児の保護者等に対する小児の急病時の対応方法等についての講習会の実施及びガイドブックの作成・配布

ク その他

(2) 地域の医療従事者などの人材養成に向けての事業

- ア 医療従事者向けの研修会の実施
- イ 合同症例検討会の実施
- ウ その他

5. 協議会の設置

- (1) この事業の円滑な推進を図るため、事業実施地域ごとに医療連携体制協議会を設置し、医療計画と整合性のある運営に努めるものとする。
- (2) 医療連携体制協議会の構成は、住民、診療に関与する者、保健事業を実施する者、介護サービス事業者、地域医師会、都道府県、保健所、市町村等に所属するものから構成するものとする。

6. 経費の負担

都道府県がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が定める「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」に基づき、事業内容を勘案の上、予算の範囲内で国庫補助を行うこととする。

7. その他

- (1) 都道府県は、この事業を実施するにあたり都道府県医師会と協議を行うものとし、地域医師会等の協力を得て、実施するものとする。
- (2) 都道府県は、別に定めるところにより、事業の実施状況等を厚生労働大臣に報告するものとする。

第2 地域医療確保支援モデル事業

1. 目的

本事業は、医師確保対策をはじめとした地域医療の確保について都道府県が独自に創意工夫を凝らし、地域の実情に応じた効率的・効果的な医療提供を行う全国的なモデルとなる事業に対して助成を行うことにより、地域の医療確保対策の推進に資することを目的とする。

2. 事業の実施主体

本事業の実施主体は、地方公共団体及び厚生労働大臣が適当と認める者とする。

3. 事業の内容

都道府県が医師確保対策をはじめとした地域医療の確保のために行う、全国的なモデルとなる創意工夫を凝らした事業とする。

【例】

- ・都道府県内の医師確保における取組
- ・勤務医と開業医との連携による取組
- ・医療関係職種間のチーム医療の推進等による役割分担や連携による取組
- ・女性医師、女性看護師等が働きやすい環境作りの取組
- ・診療に従事する医師の学会参加やその際の代診派遣の取組 等

4. 補助対象事業の選定

地域医療支援中央会議等において補助対象事業の選定を行う。

第3 医師派遣等推進事業

1. 目的

本事業は、医療資源の重点的かつ効率的な配置を図ってもなお医師の確保が困難な地域に対し、都道府県が医療対策協議会における議論を踏まえて決定した医師派遣等（国が派遣の決定を行うものを含む。）にかかる経費を助成することにより、円滑に医師派遣等が実施される体制を構築し、もって地域における医療の確保を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

本事業の実施主体は、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及び厚生労働大臣が適当と認める者とする。

3. 補助基準

次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 都道府県（医療対策協議会）において、該当地域の医師確保対策についての検討及び調整がなされ、医師派遣の決定を行う場合。
- (2) 国が都道府県の要請を受けて、緊急臨時的な医師派遣の決定を行う場合。

4. 補助対象

- (1) 都道府県における医師の派遣調整等に要する経費
- (2) 派遣先医療機関において、派遣される医師を受け入れるための準備に要する経費
- (3) 派遣元医療機関における医師を派遣することによる対価の一部に相当する額
- (4) 派遣された医師が、派遣後に海外研修等に参加するなどの自己研鑽に要する経費（所属医療機関等に対する補助）
 - ア 海外研修等の範囲は以下のとおりとする。
 - (ア) 派遣された医師が、当該専門領域等に関し、国際経験等を活用し日本における地域医療の充実に期することを目的とした研修等であって厚生労働大臣が適当と認めたもの。
 - (イ) 原則として、研修期間のうち3か月以内分に係る経費を予算の範囲内で補助するものとする。
 - イ 研修等を希望する者は所属機関等を通じ都道府県に対して以下の書類を提出すること。
 - (ア) 海外研修等申請書（様式1）
 - (イ) 研修等希望者の履歴書（様式2）
 - (ウ) 所属機関等の長の承諾書（様式3）
 - (エ) 外国旅行等行程調書（様式4）
 - (オ) 研修先機関からの招へい状（日本語訳を添付すること。）
 - ウ 研修等が終了した者は所属機関等を通じ都道府県に対して海外研修等報告書（様式5）及び精算報告書（様式6）を速やかに提出すること。
- (5) ただし、「へき地保健医療対策事業について」（平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知）にかかる事業は除く。

第4. 患者・家族対話推進事業

1. 目的

本事業は、医療は国民生活の基盤を支える公共性の高い営みであり、医療従事者と患者・家族等国民の双方にそれを支える努力が必要であることから、医療従事者と患者・家族等地域住民との情報共有を密にし、両者の協働を推進するための地域における取組を支援することにより、医療従事者と患者・家族等地域住民の相互理解による信頼関係の構築を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

本事業の実施主体は、地方公共団体及び厚生労働大臣が適当と認める者とする。なお、目的達成のために必要があるときは、事業の一部を外部に委託することができるとしている。

3. 事業内容

(1) 患者・家族対話推進懇談会等事業

医療の公共性や不確実性に関する現状認識の普及や医療従事者と患者・家族等地域住民との相互理解の促進等を図るため、主要な事業（救急医療対策、周産期医療対策、小児救急医療を含む小児医療対策、医療安全対策など）に関する以下のいずれかの事業を実施する。

ア 医療従事者と患者・家族等地域住民との双方が意見交換やそれぞれの体験等の情報交換が行える対話集会や懇談会（地域における語らいの場や患者塾、病院探検隊など）

イ 医療の公共性等に関する現状認識の普及や患者・家族等地域住民の医療への参加を促進するための啓発事業（住民向け講習会やガイドブック作成など）

(2) 院内相談員養成研修事業

日常診療の中で医師等と患者・家族が十分な対話を重ねることの重要性から、医療機関における医療従事者と患者側とのコミュニケーションの仲立ちをし、話し合いを促進することで向き合える関係を築くことを支援する人材（院内相談員）の院内への配置を推進するため、院内相談員を地域において養成する研修を実施する。なお、研修の企画・実施に当たっては、以下の内容を踏まえたものとし、医療事故に遭遇した患者・家族や医療従事者の参加を得ながら行うことが望ましい。

ア 研修は、具体的な事例に基づく演習等を盛り込むなど参加型研修となるよう工夫する。

イ 研修の内容については、

（ア）医療安全の基礎的知識に関する内容

（イ）日常診療における患者・家族や医療従事者の立場と心情に関する内容

（ウ）医療事故に遭遇した患者・家族や医療従事者の立場と心情に関する内容

（エ）患者・家族と医療従事者間での信頼関係を構築するための情報共有の在り方やコミュニケーション能力の向上に関する内容

（オ）患者・家族のより良い自己決定に資するインフォームドコンセントに関する基礎的知識に関する内容

（カ）患者の権利擁護に関する基礎的知識に関する内容

などを踏まえた内容を企画すること。

ウ 研修実施後は、参加者の意見や反応等を把握し、その評価を行い、以後の研修の企画・運営の改善に活かすこと。

(様式 1)

(医師派遣等推進事業)

海外研修等申請書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

医師派遣等推進事業に基づく海外研修等について下記のとおり申請します。

申 請 者	氏 名	(ふりがな) 印	職 名	
	所属機関			
	所在 地	(〒 TEL FAX	—	—

研 修 先	名 称	(外国語)		
		(日本語)		
	所在地	(外国語)		
		(日本語)		
	研 修 指 导 者	(外国語)	職 名	(外国語)
(日本語)		(日本語)		
研 修 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (日 間)			

研修を希望する理由

研修計画 (研修先での研修プログラム等について記載して下さい。)

(様式2)

(医師派遣等推進事業)

履歴書

平成 年 月 日作成

氏名	フリガナ			印	写真
	漢字				
ローマ字					
生年月日	昭和 年 月 日生(作成日現在)		歳)		
学歴					
職歴					
現在所属している機関の身分及び職名		常勤職員・非常勤職員・その他()			
		職名			
専門科目、専門資格等					

(様式3)

(医師派遣等推進事業)

研修等承諾書

(所属機関等用)

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

所 属 機 関 等 の 長	所属機関			
	所在 地	(〒)		
	職 名	氏 名	職印	

貴省の医師派遣等推進事業に基づき、当機関所属の職員が下記のとおり海外研修等を行うことを承諾します。

記

研修者	氏名		職名
研修期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (日間)		
研修先機関	名称	(日本語)	
	所在地	(日本語)	

(様式4)

(医師派遣等推進事業)

外国旅行等行程調書

1. 研修者 氏名		所属機関		
2. 研修先機関所在地都市名・国名 ① ② ③		市 市 市	国 国 国	
3. 旅行行程				
都市名	出発月日 到着月日	泊数	摘要	要

(様式5)

(医師派遣等推進事業)

海外研修等報告書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

医師派遣等推進事業に基づく海外研修等について下記のとおり報告します。

研 修 者	氏 名	(ふりがな)		印	職 名	
	所属機関					
	所在 地	(〒)		TEL FAX	— —	

研 修 先	名 称	(外国語)			
		(日本語)			
	所在地	(外国語)			
(日本語)					
研 修 指 导 者	(外国語)	職 名	(外国語)		
	(日本語)		(日本語)		
研 修 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (日 間)				

研修実施内容

(研修先での研修プログラム等について記載して下さい。また、適宜参考資料を添付して下さい。)

研修の成果

(様式 6)

(医師派遣等推進事業)

精算報告書

1. 研修者		所属機関	
氏名			
2. 研修先機関所在地都市名・国名			
①	市	国	
②	市	国	
③	市	国	
3. 旅行行程			
都市名	出発月日 到着月日	泊数	摘要

4. 対象経費の実支出額

区分	実支出額	算出内訳
実習施設謝金	円	
旅 費		
宿泊費		
図書等購入費		
合 計		

医政発第0206003号

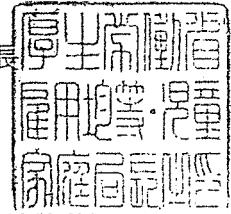
雇児発第0206001号

平成19年2月6日

各 都 道 府 縿 知 事 殿

厚 生 労 働 省 医 政 局 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



小児科・産科連携病院等病床転換整備事業の実施について

標記については、別添「小児科・産科連携病院等病床転換整備事業実施要綱」により行い、平成19年2月6日より適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

(別添)

小児科・産科連携病院等病床転換整備事業実施要綱

1. 目的

この事業は、小児科・産科医療体制の集約化・重点化に伴い、小児科・産科病床の医療機能の変更等が生じた医療機関における病床の転換整備を推進することにより、限られた医療資源の重点的かつ効率的な配置による地域の医療連携体制の構築を図ることを目的とする。

2. 補助対象

都道府県の医療対策協議会等により策定された小児科・産科における集約化・重点化計画に基づき、他の医療機能等（他科病床又は他の診療機能等）への転換整備を行う医療機関を交付の対象とする。（公立医療機関を除く。）

ただし、都道府県の医療計画上、病床過剰地域における過剰分の病床の転換整備については、他の診療機能等への転換整備とする。

3. 整備基準

(1) 施設

小児科・産科病床を削減・廃止し、医療機能等の変更をするにあたり必要な改修工事を行うものとする。

(2) 設備

小児科・産科病床を削減・廃止し、医療機能等の変更をするにあたり必要となる医療機器等を備えるものとする。

医政発第0401007号
平成21年4月1日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長

産科医療確保事業の実施について

標記について、別添「産科医療確保事業実施要綱」により行うこととしたので、貴管下関係者に対して、貴職からこの旨通知されたい。

なお、本通知は平成21年4月1日より適用し、平成20年4月8日医政発第0408011号本職通知「産科医療機関確保事業等の実施について」は廃止する。

目 次

第1 産科医等育成・確保支援事業	1
第2 産科医療機関確保事業等	3

(別添)

産科医療確保事業実施要綱

第1 産科医等育成・確保支援事業

1 目的

この事業は、実際に分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所（以下「分娩施設」という。）及び産科・産婦人科医師が減少する現状に鑑み、地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、処遇改善を通じて、急激に減少している産科医療機関及び産科医等の確保を図るとともに、臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し、研修手当等を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者とする。

3 対象施設

（1）産科医等確保支援事業

以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。

ア 就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）において、分娩を取り扱う産科・産婦人科医師及び助産師（以下「産科医等」という。）に対して、分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）について明記している分娩施設であること。

なお、個人が開設する分娩施設においては、開設者本人への手当の計上が会計処理上困難であることから、雇用する産科医等に対する手当の支給について、雇用契約等に明記しているなど、各都道府県知事が適当と認める場合は開設者本人についても対象とする。

イ 一分娩あたり、一般的に入院から退院までの分娩費用（分娩（管理・介助）料、入院費用、胎盤処理料及び処置・注射・検査料等をいう。以下同じ。）として徴収する額が50万円未満の分娩施設であること。（当該年度の正常分娩の金額を適用する。）

なお、妊産婦が任意で選択できる付加サービス料等については含めない。

（2）産科医等育成支援事業

以下の要件をすべて満たし、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。

ア 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研

修（以下「臨床研修」という。）修了後、産婦人科専門医の取得を目的として、指導医の下、研修カリキュラムに基づき研修を受けている者（以下「産科専攻医」という。）を受け入れている医療機関（社団法人日本産科婦人科学会が指定する卒後研修指導施設等）であること。

イ 就業規則、または雇用契約等において、産科専攻医の待遇改善を目的とした手当（研修医手当等）の支給について明記している医療機関であること。

4 事業内容

（1）産科医等確保支援事業

地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給すること。

（2）産科医等育成支援事業

臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し研修医手当等を支給すること。

第2 産科医療機関確保事業等

1 目的

この事業は、実際に分娩を取り扱う医療機関（以下「産科医療機関」という。）が減少している現状にかんがみ、産科医療機関への財政的支援を実施することにより、身近な地域で安心して出産できる環境を整備することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者とする。

3 設置基準

整備する産科医療機関については、以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。

- (1) 当該年度において分娩を取り扱うこと。
- (2) 所在する地域が以下のいずれかに該当すること。
 - ア 前年度末において、分娩を取り扱う病院の数が1以下であり、かつ、分娩を取り扱う診療所の数が2以下である二次医療圏
 - イ 次に掲げる地域で、かつ、他に産科医療機関のない離島
 - (ア) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」
 - (イ) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する「奄美群島（鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域）」
 - (ウ) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する「小笠原諸島」
 - (エ) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する「離島」
- (3) 最寄りの他の産科医療機関まで通常の交通機関を利用して（通常の交通機関を利用できない場合は徒歩で）概ね1時間以上を要すること。
- (4) 前年度の分娩取扱件数が概ね360件以下であること。
- (5) 当該年度において妊産婦の健康診査を実施すること。
- (6) 分娩費用が原則として健康保険法（大正11年法律第70号）第101条に規定する出産育児一時金の金額相当又はそれ以上であること。
- (7) 各都道府県において策定した集約化・重点化計画との整合性が確保されること。

4 整備基準

(1) 施設

産科医療機関として必要な分娩室、病室等又は遠隔地からの妊産婦及びその家族のための宿泊施設を設けるものとする。

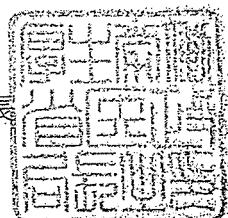
(2) 設備

産科医療機関として必要な分娩台、超音波診断装置、分娩監視装置等を整えるものとする。

医政発第0330014号
平成21年3月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



勤務医等環境整備事業実施要綱の実施について

標記については、別紙「勤務医等環境整備事業実施要綱」を定め、平成21年4月1日より適用することとしたので通知する。

また、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

なお、本通知の施行に伴い「医師交代勤務等導入促進事業の実施について」

(平成20年4月1日医政発第0401042号本職通知)、「短時間正規雇用支援事業の実施について」(平成20年10月16日医政発第1016011号本職通知)、「医師事務作業補助者設置支援事業の実施について」(平成20年10月16日医政発第1016012号本職通知)及び「女性医師復職研修支援事業の実施について」(平成20年4月25日医政発第0425003号本職通知)については、廃止する。

事業の円滑且つ効果的な実施について、遺憾のないよう御配慮をお願いする。

勤務医等環境整備事業実施要綱

医発第0330014号

医発第0330019号

平成21年 3月30日

厚生労働省医政局

目 次

第 1 医師交代勤務等導入促進事業	1
第 2 短時間正規雇用支援事業	1
第 3 医師事務作業補助者設置支援事業	2
第 4 女性医師等就労環境改善緊急対策事業	2
第 5 協働推進研修事業	3
第 6 女性医師等復職研修・相談事業	4
第 7 女性医師支援センター事業	4

第1 医師交代勤務等導入促進事業

1. 目的

医師確保については、全国各地において深刻な問題となってきており、地域で必要な医師の確保を図るための早急な対応が求められている。

特に産科・小児科等における勤務医の労働が過重になっていることに鑑み、これら医師の勤務環境の改善を図るため、交代勤務制や変則勤務制等への移行の推進を図ることを目的とする。

2. 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者とする。

3. 事業内容

産科・小児科等の医療機関において、退職医師・開業医等を活用し、新たな勤務体制を導入して勤務医の過重労働の解消を図る。

(1) 労務管理・経営管理改善調整に関する会議の開催

- ・勤務の現状分析、改善方策の検討（導入する勤務体制の決定）
- ・事業実施結果の検証

(2) 交代勤務制、変則勤務制等の実施

第2 短時間正規雇用支援事業

1. 目的

医師確保については、全国各地において深刻な問題となってきており、地域で必要な医師の確保を図るための早急な対応が求められている。

特に、勤務医の過重労働の軽減及び女性医師対策は喫緊の課題となっており、「短時間正規雇用」の導入により、フルタイム職員と比較して所定労働時間の短く、基本的には残業がない短時間勤務制度を医師が選択できる体制を整え、医療機関における医師を安定的に確保することを目的とする。

2. 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者とする。

3. 事業内容

「短時間正規雇用」を導入する医療機関を支援し、勤務医の過重労働の軽減及び女性医師の出産・育児等と勤務との両立を可能とし、医師の離職防止・復職支援を図る。

第3 医師事務作業補助者設置支援事業

1. 目的

近年、医師確保については、全国各地において深刻な問題となってきており、特に勤務医の過重労働が医師不足の原因として挙げられている。

医師確保の方策として、医師の業務負担を軽減し、本来の診療業務に専念させるための事務作業を担う医師事務作業補助者を設置し、書類記載、オーダリングシステムへの入力など役割分担を推進し、医師事務作業補助者の積極的な活用を図ることを目的とする。

2. 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者とする。

3. 事業内容

医療機関において、医師の行う事務作業に必要な専門的知識を身につけるための専門研修への参加を支援し、医師事務作業補助者の設置・充実を図る。

第4 女性医師等就労環境改善緊急対策事業

1. 目的

医療機関における就労環境を改善し、子供を持つ医師及び看護師をはじめとする医療従事者（以下、「医師等」という。）が働きやすい職場づくりを総合的に推進することにより、育児と仕事を両立しつつ働きやすい職場環境の普及に資するものである。

2. 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者とする。

3. 対象施設

医師をはじめとする医療従事者が育児と仕事を両立しつつ働きやすい職場の環境整備について、効果的な総合対策を行っていると都道府県知事が認める施設。

4. 事業内容

以下の（1）から（3）に掲げる内容若しくは、その他医療機関の就労環境の改善に効果的であると都道府県知事が認める事業について総合的に取り

組むとともに、その実施効果について評価・分析を行った結果を別に定める様式により国に報告することとする。

(1) 育児中の医師等に対する勤務条件の緩和等

- ・育児中の医師等に対する時間外勤務（休日・当直等）の減免
- ・育児中の医師に配慮した複数主治医制の導入（時間外呼び出しの免除）
- ・育児中の医師等に対する短時間正規雇用の導入
- ・育児中の医師等に対する看護・介護休暇の拡充

等

(2) 働きやすい職場環境の整備

- ・就労環境改善委員会の実施（働きやすい職場環境整備にかかる検討）
- ・育児中の医師等に対する相談窓口の整備

等

(3) 育児休業復帰後の職員等に対するキャリア形成の支援

- ・短時間勤務や育児休業の取得者に配慮した待遇・人事評価制度の導入
- ・メンター制の導入（育児と仕事を両立している先輩医師による相談・指導等）
- ・育児休業を取得した医師等に対するキャリア形成プログラム（スキルアップ研修、復職支援研修等）の実施

等

第5 協働推進研修事業

1. 目的

近年、医師については、厳しい勤務環境に置かれているが、その要因の一つとして医師でなくとも対応可能な業務までも医師が行っている現状があるとの指摘があり、医療の質を向上させるためには、チーム医療の推進が重要となっている。

そのため、平成19年12月28日医政局長より「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」の通知（以下「役割分担通知」という。）で示した専門職がその専門性を発揮するために強化すべき看護業務について、看護師等の研修の場を確保し、チーム医療を推進するための医師と看護師等の協働と連携を促進し、医療提供体制の充実を図ることを目的とする。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県（委託を含む）とする。

3. 事業の内容

- (1) 都道府県において、協働推進のための研修事業に参加する看護師等を募集するととともに、研修プログラムを作成し、研修場所や研修内容の調整を行う。
- (2) 研修内容については、役割分担通知に定める内容について実施することとする。
- (3) 研修については、多数の医療機関から参加ができるよう複数の機会を開催するなど、参加者への配慮を行うことが望ましい。

第6 女性医師等復職研修・相談事業

1. 目的

医師の国家試験合格者で女性の占める割合が3分の1となり、今後女性医師数は急増していくと予想される。そのような状況下において、女性医師の就業支援は必要不可欠であるが、女性医師等の離職及び再就業が困難な状況の大きな要因として、就学前の乳幼児の子育てが挙げられる。

出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師等に対し、各都道府県において受付・相談窓口を設置して、復職のための研修受入医療機関の紹介や出産・育児等と勤務との両立を支援するための助言等を行い、女性医師等の離職防止や再就業の促進を図ることを目的とする。

2. 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者とする。

3. 事業の内容

(1) 受付・相談窓口事業

- ①相談員（コーディネーター）を配置し、女性医師等の両立支援のための相談、復職研修申込の受付及び研修受入医療機関との復職研修受入調整を行う。
- ②再就業医療機関の病院情報収集及び復職希望女性医師等への病院情報の提供を行う。

(2) 研修事業

女性医師等の復職研修受入を可能とする医療機関において、研修プログラムを作成し、指導医のもと研修を実施する。

第7 女性医師支援センター事業

1. 目的

臨床医に占める女性医師の割合は約15%であるが、国家試験合格者では女性の占める割合は3分の1となっており、今後女性医師数は急増していくと予想される。女性医師は出産や育児により離職せざるを得ない状況にあり、パートタイム勤務など女性医師がライフステージに応じて働くことのできる柔軟な勤務形態の促進を図り、もって医師確保対策に資することを目的とする。

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、社団法人日本医師会（以下「同法人」という。）とする。

(1) 女性医師バンク事業

①事業内容

女性医師に関するデータベースをコンピュータに構築し、他方、医師の採用を希望する医療機関の情報収集を行い、就業希望条件が適合する女性医師に対して当該医療機関を紹介し、採用に至るまでの間の支援等を行う。

また、女性医師バンクの啓発普及並びに必要に応じて実情把握調査等を行う。

②システムの機能

女性医師バンク事業のシステムの機能は次のとおりとする。

ア 女性医師需要情報（長期、短期、代診等）の提供

イ 就業を希望する女性医師の受付・登録

③運営基準

ア 同法人は、東日本、西日本にそれぞれ拠点を設け、各々にコーディネーター等、必要なスタッフを配置すること。

イ 同法人は、国や関係諸団体との密接な連携の下に本システムの運用を行うこと。

ウ 同法人は、女性医師の経験等を勘案し、適当な医療機関を紹介すること。

エ 同法人は、女性医師と勤務予定の医療機関における勤務条件等について調整すること。

オ 同法人は、女性医師が就業後、継続して勤務できるよう必要に応じて適切な支援を行うこと。

カ 同法人は、女性医師バンク事業を広く普及させるため、ポスターの掲示等啓発普及並びに実情調査等を行うこと。

キ 当該事業において、女性医師、医療機関にかかる登録等の手数料は徴収しないものとする。

（2）再就業講習会事業

①事業内容

就業を希望する女性医師に対して最近における医療についての知識及び技術を修得させ、職場復帰を容易にするための講習、医師の採用を希望する医療機関に対する環境整備等に関する講習会及び若手女性医師・女子医学生を対象として女性医師のキャリア継続に関する講習会等の実施または支援を行う。さらには女性医師の子育てを支援する保育相談員の養成講習会等を実施する。

②運営基準

ア 同法人は、医師の採用を希望する医療機関が行う医師の経験、能力に応じた講習に対し、必要に応じて適切な支援を行うこと。

イ 上記以外に同法人は、再就業をする女性医師と相談の上、医療機関が必要とする知識及び技術を習得できるよう必要に応じて適切な支援を行うこと。

ウ 同法人は、医師の採用を希望する医療機関に対する講習会、女性医師のキャリア継続に関する講習会及び保育相談員の養成講習会等

を必要に応じて各都道府県医師会等と連携して行うこと。

エ 受講料は徴収しないものとする。また、受講者の受講地への旅費、
滞在費及び宿泊費については受講者の負担とするものとする。

オ 受講するために必要な筆記用具等は受講者が持参するものとする。
宿泊施設については受講者において準備するものとする。
講習会テキストは講習会当日、会場にて配布するものとする。

(国の補助)

国は、予算の範囲内で、上記勤務医等環境整備事業の各事業に要する経費
について別に定める基準（交付要綱）により補助するものとする。